

行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議
検討結果報告書

令和3年10月
徳島県障がい者自立支援協議会

1 検討の経緯

令和元年5月、美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会より、県の自立支援協議会宛て「行動障害者支援に関する提言書」が提出された。同提言書は、「過去に暴力行為があったり、行動障害が激しく支援が困難な方が福祉サービスの利用につながりにくく、地域での生活が困難な状況がある」とし、県内の状況把握と改善のための方策について、検討を求めるものであった。

県自立支援協議会では、この提言を受け、令和2年5月、知的障がい者（児）の家族や障がい者（児）の入所施設を含む障がい福祉サービス事業所、市町村などに対し、行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等の実態把握のためのアンケート調査を行った。

その結果、知的障がい者（児）の家族からは、親亡き後の不安や障がい福祉サービスの充実を望む声が多く寄せられるとともに、障がい福祉サービス事業所からは、支援に関わる人員等が少ない中、受け入れたくても受け入れが難しい状況や支援に困った時に相談できる体制整備を望む声など、たくさんの意見が寄せられた。

こうした結果を受け、県自立支援協議会では、令和2年12月、地域自立支援協議会推進部会の下に、課題別検討会議として「行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議」を設置し、具体的な検討を進め、数回に渡る論議を経た後、令和3年9月検討結果報告書を取りまとめた。

令和元年	5月14日	美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会より県障がい者自立支援協議会宛て「行動障害者支援に関する提言書」提出
	6月20日	令和元年度第1回県自立支援協議会地域自立支援協議会推進部会
	7月31日	令和元年度第1回県自立支援協議会
	11月22日	令和元年度第2回県自立支援協議会地域自立支援協議会推進部会
	12月23日	令和元年度第2回県自立支援協議会

提言書について協議、実態調査の実施を決定
調査項目及びスケジュールについて協議



令和2年	5月～7月	行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査
	8月4日	令和2年度第1回県自立支援協議会地域自立支援協議会推進部会
	8月31日	令和2年度第1回県自立支援協議会

調査結果について協議
具体的な検討を進めるための「検討会議」の設置を決定



	12月10日	第1回行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議
令和3年	3月4日	第1回コアメンバー会議
	3月23日	第2回コアメンバー会議
	6月10日	第3回コアメンバー会議
	7月15日	第2回行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議
	9月	第3回行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議〈書面開催〉
	10月20日	令和3年度第1回県自立支援協議会

支援体制のあり方について協議
検討結果報告書のとりまとめ

2 提 言

行動障がい激しく支援が困難な方は、福祉サービスの利用につながりにくく、地域での生活が困難である状況は、様々な要因が絡み合っており、一朝一夕に全ての課題が解決するものではなく、様々な要因のひとつひとつに改善への道筋をつけるためには、関係機関が協力しながら、地道に取り組むことが非常に重要である。

こうしたことから、当検討会議では、「専門的な人材の育成」、「障がい福祉サービスの充実」、「相談支援を中心とした地域づくり」の3つの柱立てにより論点整理を行い、課題や要望に対する処方箋として改善策を取りまとめた。

今後、各関係機関において取組を進めていく上での指針となるよう、県自立支援協議会からの提言としたい。

(1) 専門的な人材の育成

※ [] 内は主に取組を進める機関

課題・要望	処方箋
<p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる研修の充実（内容の充実及び機会の増）が必要。 ・ 多くの人が研修に参加しやすい環境（回数や開催場所を増やす等）が必要。 ・ 支援現場で人材養成（研修、OJT等）ができる仕組み作りが必要。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><専門家に相談できる体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家等にアドバイスを貰えるような体制（事例検討会、コンサルテーションなど）が必要。 ・ ケース会議等への講師やアドバイザーの派遣が必要。 ・ チームとして対応することが重要。県の専門的な人材の活用をお願いしたい。 	<p>① 既存研修（県強度行動障がい支援者養成研修）を充実する。 例えば、 ファシリテーターを数多く配置する。 座学だけでなく施設見学を取り入れる。 回数や開催場所の増 研修対象者の拡充（地域福祉関係者、保護者等）など。 [県]</p> <p>② フォローアップ研修として事例検討会を行うとともに、地域の事例検討会へ専門家の派遣を行う。 [県] → 現在、実施している「強度行動障がい支援者による事例検討会」を発展させ、まずは県においてモデルケースとして事例検討会を実施し、圏域単位・地域協議会単位での取組に繋げる。</p> <p>③ 先進的な知識を持った専門家の話を聞ける場を設ける。 [県]</p> <p>④ 県内の専門家に会議や支援現場でアドバイスを受けられる仕組みを作る。 [県]</p>

(2) 障がい福祉サービスの充実

課題・要望	処方箋
<p><在宅・入所サービス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動援護，短期入所，移動支援，外出支援，就労支援，日中一時支援などあらゆる在宅サービスを充実させる必要がある。 ・ 本県では，子どものうちは在宅で，大人になったら施設を利用される割合が高いため，者は施設支援の充実，児は在宅支援サービスを充実することが大事。 ・ 居宅内での短時間の見守り支援の要望がある。 ・ 医療面でのサポート体制（医師に相談できる体制等）が必要。 ・ 保護者の入院や用事等の時の受け入れ先がほしい。 ・ 通所での入浴サービスがほしい。 ・ 通所や通学における送迎について，保護者が非常に苦勞しており働き方を制限されてしまうような実態がある。通学や通所への支援制度がほしい。 ・ 夜間の居場所づくり，受け入れ先の確保をお願いしたい。 ・ 事業者や支援者が少ない。 ・ 市町村間の差を無くしてほしい。 ・ 家族・兄弟等への支援体制が少ない。 ・ 保護者のニーズの集約及び現場の支援者の声を国に届ける必要がある。 ・ 行動障がいがあっても利用できるグループホームを増やしてほしい。 ・ グループホーム，施設入所共になかなか受け入れてもらえない。 ・ 事業所・施設において，人の確保，専門性の確保や管理職の意識変革が必要。地域の理解不足も悩み。 	<p><在宅・入所サービス></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国の施策の流れや保護者の要望から，在宅サービスを充実させていくことが強く求められており，関係機関が連携し，在宅サービスの充実を図る。 [市町村][地域協議会][県][国] ② 要望の多い通学や通所への支援，入浴サービス，保護者が病気の時の一時預かり等，保護者のニーズに対して利用できる制度がないといったいわゆる「制度の隙間」の問題については，地域協議会で地域資源を活用した解決が図れないか，まず課題として取り組むとともに，制度改正や新たなサービスの創設等について，国及び県に要望していく。 [地域協議会][県][国] ③ 県の自立支援協議会も地域協議会間の情報共有やニーズの集約について，役割を果たしていく。[県協議会]

<p><人員の不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員が不足している。募集しても人が来ない。職員が定着しない。 ・ 支援者をサポートする枠組みが必要。(メンタルヘルスも重要。) ・ 困難事例に一緒に対応してもらえる基幹型相談支援センターの設置を進める必要がある。 	<p><人員の不足></p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 地域協議会の場を有効に活用し、外部の専門家を入れた事例検討会や自所属外の支援者との交流等を行うことにより、職員のメンタルヘルス対策につなげる。[地域協議会] ⑤ 地域協議会を主導する基幹型相談支援センターの設置を進める。[市町村][県]
<p><報酬></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加算の見直し、補助金の創設等資金面でのバックアップが必要。 ・ 頑張って努力して受入れる事業所に対し、報酬上の評価が必要。 ・ 処遇改善等報酬加算の算定事務の煩雑さが事業所の負担になっている。 ・ 報酬に関するQ&A(加算の取り方等)を県のホームページに載せてほしい。 	<p><報酬></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 障がい福祉サービスのうち行動障がいに関する支援の加算の新設及びその他既存の行動障がいに関する加算の充実について国及び県に要望する。[国][県] ⑦ 報酬や加算の取り方等のQ&Aを、県のホームページに分かりやすく掲載する。[県]
<p><環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個室対応ができるハード面での整備も大事。 ・ 居室の整備等、環境整備に対する支援(国や県の補助金)がない。 ・ 適切な環境設定についての素材や設備、業者、今ある居室を有効活用できる方法などの情報やアドバイスがほしい。 ・ 行動障がいに特化した施設がほしい。 ・ 県有施設の空きスペースを外出時のカームダウンルームとして提供してほしい。公的機関にそういうスペースを設けてもらいたい。 ・ 行動障がいの人を受け入れてくれる飲食店等の表示(シール等)があればよい。 	<p><環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 補助金の新設や利用について、国や県に要望する。[国][県] ⑨ 行動障がいの人を受け入れてくれる飲食店等の表示について、検討する。[県] ⑩ 外出時のカームダウンやトイレの使用について県有施設等の利用やその利用を促すような表示について検討する。[県]
<p><意識啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の人に対する障がい理解の意識啓発が必要。 	<p><意識啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 一般の人に対する意識啓発を行う。子どもに対する啓発は特に効果が期待できるため、積極的に行う。[県][市町村][地域協議会]

(3) 相談支援を中心とした地域づくり

課題・要望	処方箋
<p><機関連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関のバックアップや共通認識が必要。 医師（精神科）との連携が必要。 教育現場・学校との連携が大切。支援学校で確立された支援の関係者への十分な引継ぎが必要。 相談支援専門員がケース会議の開催を担うべきであるが、業務負担が過大となっており十分機能していない場合がある。 相談支援事業所（基幹，委託，計画相談事業所）の役割分担のあり方等を検討する必要がある。 基幹型相談支援センター未設置の地域がある。 「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」について、地域生活支援拠点がしっかり担うことが大切。施設が緊急時の受け入れができるよう事前にしっかり調整しておく必要がある。 	<p><関係機関及び家族との連携></p> <ol style="list-style-type: none"> 相談支援事業所が主となって、定期的に家族を含めた関係機関がケース会議を持ち、丁寧な情報共有を行うことが最も重要。必要に応じ、精神科医師や学校等にも出席を依頼し連携を図る。[相談支援事業所] ケース会議による関係者間の情報共有の大切さについて、県の相談支援従事者研修において特に丁寧に伝えていく。[県] <p><圏域や地域自立支援協議会での取組> [地域協議会]</p> <ol style="list-style-type: none"> 研修会や事例検討会，検討会議等を開催し，情報共有や連携，困難ケースの調整を図る。 各圏域等で定期的な事例検討を重ね，人材を育て裾野を広げて地域の体制を作っていく。 地域協議会の存在や運営を広く知ってもらえるよう積極的な情報発信を行う。
<p><家族との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 家族との相互理解・意思疎通が上手くない。支援に理解・協力が得られない。精神科を受診させることを嫌がる。 家族が精神的に追い詰められている。世話する人の話を聞いてくれる場所を作ってほしい。 家族に対する精神的なサポートや情報提供が必要。 情報発信にあたっては，SNSを利用するなど，保護者がどのように情報を得ているかを意識して行うことが大切。 	<p><核となる機関の設置促進> [市町村] [県] [地域協議会]</p> <ol style="list-style-type: none"> 基幹型相談支援センターの設置促進を図る。 地域生活支援拠点の設置を促進するとともに，重度障がいにも対応できる専門性を有し，地域生活において，障がい者等やその家族の緊急事態に対応できる機能の充実を図る。 <p><発達障がい者地域支援マネジャーの活用> [県]</p> <ol style="list-style-type: none"> 県発達障がい者総合支援センターに配置されている発達障がい者地域支援マネジャーを地域の支援体制整備に活用する。

3 今後の方向性

- (1) この度の提言が、今後の各関係機関の取組指針となるよう県自立支援協議会として各関係機関へ積極的に働きかける。
- (2) 地域での取組状況について、県、市町村、地域協議会等に定期的な報告を求め、進捗状況を検証し、引き続き、よりよい支援のあり方について検討を行っていく。

4 参考資料

- (1) 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議設置規程
- (2) 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議委員名簿
- (3) 令和元年5月14日美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会「行動障害者支援に関する提言書」
- (4) 令和2年8月徳島県障がい者自立支援協議会地域自立支援協議会推進部会「行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査の結果について」

行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議 設置規程

（目的）

第1条 行動障がいがある障がい者（児）が地域で日常生活を営むために必要となる支援のあり方を検討するため、徳島県障がい者自立支援協議会地域自立支援協議会推進部会設置要領第5条の規定に基づき、行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議（以下「検討会議」という。）を設ける。

（検討事項）

第2条 検討会議は、次の事項について協議する。

- (1) 行動障がいがある障がい者（児）及び家族の支援に関すること。
- (2) その他目的の達成に必要な事項

（構成）

第3条 検討会議は、福祉、医療、行政その他行動障がいがある障がい者（児）の支援に関わる機関等で構成する。

（役員）

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は互選により定め、副座長は座長が指名する。
- 3 座長が不在の時は、副座長がその職務を代行する。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規程は、令和2年12月10日から施行する。

行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議 委員名簿

No.	分野	所属	職名	氏名	備考
1	障がい者入所施設 （※）	障害者支援施設 あおぼの杜	係長	おがさわら じゅん 小笠原 純	
2	障がい児入所施設	障害児入所施設 未来	次長	みきりか 三木 里佳	
3	在宅障がい福祉 サービス事業所（※）	合同会社トライア クション	代表社員	ちょうろうたつなり 長老 達成	
4	障がい者・児通所 支援事業所	自立支援センター あぷろーち	所長	はまだ まさよし 浜田 昌義	
5	相談支援事業所 （※）	相談支援センター イノセント	所長兼相談 支援専門員	たおか やすのり 田岡 泰典	
6	県障がい者自立支 援協議会 地域自 立支援協議会推進 部会（※）	シーズ相談支援事 業部	相談支援専 門員	ほりもと くみこ 堀本 久美子	
7	県障がい者自立支 援協議会 人材育成 部会委員（強度行動障 がい分野）（※）	障がい者支援施設 箬蔵山荘	課長	きむら きみあき 木村 公明	
8	強度行動障がい 研修講師	障害者支援施設 あおぼの杜	係長	おがさわら じゅん 小笠原 純	※「障がい者入 所施設」分野と 兼任
9	特別支援学校	徳島県立総合教育 センター 特別支 援・相談課	指導主事	しらもも ともこ 白桃 智子	
10	市町村	徳島市障害福祉課	主査	きしまき 岸 麻紀	
11	精神科医療	徳島県精神保健福 祉センター	所長	いしもと やすひと 石元 康仁	
12	精神保健福祉（※）	徳島県精神保健福 祉士協会	精神保健福祉士	くめがわ あきこ 久米川 晃子	
13	当事者家族	社会福祉法人徳島 県手をつなぐ育成 会	藍住町手をつなぐ親の 会 理事	にしおか ともこ 西岡 智子	

（※）はコアメンバー

令和元年 5月 14日

徳島県障がい者自立支援協議会 殿

美馬市・つるぎ町障がい者自立支援協議会

行動障害者支援に関する提言書

■提言に至った経緯

過去に暴力行為があったケースや、行動障害が激しく支援が困難な方が福祉サービスを利用しようとする際、施設や事業所の受け入れが難しく、サービス利用につながらないケースが散見されています。福祉サービスの利用につながらなかった場合、その多くの負担を家族が背負っており、その家族がいなくなった場合には、行動障害が原因で精神科病院での入院や、住み慣れた地域から離れた入所施設での生活を余儀なくされています。

徳島県においては、平成26年から強度行動障害支援者養成研修が実施され、これまで約1,000名の施設や事業所の職員が研修を受けていますが、状況が改善されているとは言い難い状態にあります。

今後、入所施設や精神科病院からの地域移行が進み、ますます地域で生活を送る重度の障がいのある方々が増えることが予測され、障がいのある方々が住み慣れた地域であたり前の生活を送れるよう、下記の事項について提言いたします。

■提言の内容

徳島県障がい者自立支援協議会において、過去に暴力行為があったり、行動障害が激しく支援が困難な方が福祉サービスの利用につながりにくく、地域での生活が困難である状況について、県内各地域の状況を把握し、改善のための方策について検討していただきたい。

■課題改善のための方策案について

この課題については、施設や福祉サービス事業所の受け入れのみに着目するのではなく、地域全体でどのように支えていくかが重要であると考えます。

1. 専門的な人材の育成
 - ・強度行動障害支援者養成研修のフォローアップ研修の実施
 - ・専門家チームの施設や事業所への派遣
2. 在宅サービスの普及拡大及び質の向上（行動援護、重度訪問介護）
3. 相談支援事業者との連携による一貫性のある支援
4. 地域生活支援拠点の機能である「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」による各地域での対応。

以上の通り提言いたします。

行動障がいがある障がい者（児）の サービス利用等実態調査の結果について

令和2年8月

徳島県障がい者自立支援協議会 地域自立支援協議会推進部会

目 次

調査概要	-----	1
集計結果		
【市町村】	-----	3
【入所施設・事業所】	-----	7
【相談支援事業所】	-----	15
【知的障がい者（児）の家族】	-----	21
調査票		
【市町村向け】	-----	27
【入所施設・事業所向け】	-----	31
【相談支援事業所向け】	-----	33
【知的障がい者（児）の家族向け】	-----	35

行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査

調査概要

1 調査要領

別紙のとおり。各対象別の調査票を調査要領とともに配付した。

2 調査票配付数及び回答数

(1) 市町村

配付数 県内 24 市町村
回答数 24 市町村
回答率 100%

(2) 障がい者支援施設、障がい児入所施設、障がい福祉サービス事業所 配付数 計 477 施設・事業所（延 987 施設・事業所）

内 訳

医療型障害児入所施設	3
居宅訪問型児童発達支援	1
共同生活援助	28
施設入所支援	23
児童発達支援	100
就労継続支援 B 型	52
生活介護	54
短期入所	34
福祉型障害児入所施設	3
放課後等デイサービス	126
療養介護	1
居宅介護	226
重度訪問介護	202
同行援護	104
行動援護	30
計	987

※いずれも知的障がいを対象としているところのみ

回答数 178 施設・事業所

回答率 37.3%

(3) 相談支援事業所

配付数 61 事業所
回答数 31 事業所
回答率 50.8%

(4) 知的障がい者（児）の家族

配付数 820 名
回答数 257 名
回答率 31.3%

3 調査期間

令和 2 年 5 月から同年 7 月まで

調 査 要 領

1 調査の名称

行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等実態調査

2 実施主体

徳島県障がい者自立支援協議会地域自立支援協議会推進部会

3 目的

行動障がいがある障がい者（児）のサービス利用等の実態を把握し、今後の適切な支援体制の在り方を検討するための基礎資料とします。

4 対象

市町村

障がい者支援施設、障がい児入所施設、その他障がい福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、就労継続支援 B 型、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援）

相談支援事業所

※但し、以上の施設及び事業所ともに、知的障がいを対象としている施設・事業所のみ。

知的障がい者（児）の家族

5 「行動障がい」の定義

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど、本人の健康を損ねる行動及び他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動。（※令和元年度徳島県強度行動障がい支援者養成基礎研修資料より）

6 調査結果の取扱い

回答いただいた内容は、県の規定に基づき適切に取り扱い、調査目的以外には使用しません。調査結果は、統計処理の上、調査の目的に沿って公表します（令和2年度中に県ホームページに掲載するなどの方法で公表する予定。）が、個人名や施設・事業所名、市町村名が特定できるような形では公表しません。また、回答いただいた内容をもって施設や事業所等に対し、個別に指導したり、不利益に取り扱うことはありません。

7 回答方法

電子メール又は郵送

8 回答先

徳島県障がい者相談支援センター 地域支援・知的障がい担当

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59 徳島県立障がい者交流プラザ1階

電子メール syougaisyasoudanshiensenta@pref.tokushima.jp

【市町村】

集計結果【市町村】

調査基準日 令和2年4月1日

障がい保健福祉圏域毎の集計とした。

東部圏域 徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

南部圏域 小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

西部圏域 美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

1 県内の知的障がい者(児)※の人数と居住種別

※「知的障がい者(児)」とは障がい福祉サービスの支給決定を受けている障がい者(児)

【知的障がい者】

居住種別	東部	南部	西部	計	全体に占める割合
施設入所	721	282	197	1,200	26.3%
グループホーム	239	71	151	461	10.1%
在宅	1,844	823	228	2,895	63.5%
計	2,804	1,176	576	4,556	100.0%

【知的障がい児】

居住種別	東部	南部	西部	計	全体に占める割合
施設入所	13	2	7	22	2.2%
在宅	761	126	101	988	97.8%
計	774	128	108	1,010	100.0%

2 このうち強度行動障がいがある障がい者(児)※の人数と居住種別

【強度行動障がいがある知的障がい者】

居住種別	東部	南部	西部	計	居住種別割合	知的障がい者全体に占める割合
施設入所	340	109	77	526	71.2%	43.8%
グループホーム	18	1	3	22	3.0%	4.8%
在宅	151	35	5	191	25.8%	6.6%
計	509	145	85	739	100.0%	16.2%

※本調査において「強度行動障がいがある障がい者」とは、次の要件に該当する障がい者とした。
(各要件の重複有り)

要件	東部	南部	西部	計
① 行動援護の支給決定を受けている方	118	32	6	156
② 生活介護の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算の算定を受けている方	95	16	3	114
③ 重度訪問介護の支給決定を受けており、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	4	0	1	5
④ 重度障害者等包括支援の支給決定を受けており、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	0	0	0	0
⑤ 施設入所支援の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている方	338	109	75	522

⑥ 共同生活援助の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算の算定を受けている方のうち、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	9	1	0	10
⑦ 短期入所の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算の算定を受けている方のうち、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	27	3	1	31

【強度行動障がいがある知的障がい児】

居住種別	東部	南部	西部	計	居住種別 割合	知的障がい 児全体に占 める割合
施設入所	0	0	0	0	0.0%	0.0%
在宅	99	17	1	117	100.0%	11.8%
計	99	17	1	117	100.0%	11.6%

※本調査において「強度行動障がいがある障がい児」とは、次の要件に該当する障がい児とした。
(各要件の重複有り)

要件	東部	南部	西部	計
① 行動援護の支給決定を受けている障がい児	91	17	0	108
② 児童発達支援の支給決定を受けており、 強度行動障害児支援加算の算定を受けている障がい児	1	0	0	1
③ 放課後等デイサービスの支給決定を受けており、 強度行動障害児支援加算の算定を受けている障がい児	25	0	1	26
④ 福祉型障害児入所施設の支給決定を受けており、 強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている障がい児	0	0	0	0

3 行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用に関することなどについて、ご本人や保護者等から市町村へ寄せられたご意見やご要望等

- ・ 行動障がいがあっても利用できるグループホームを増やしてほしい。
- ・ 現在の障がい福祉サービスには、通学や通所などへの支援がないが、毎日のことであり家族が支援している場合は非常に大変なので、支援制度を整えてほしい。
- ・ 行動障がいのある障がい者(児)に対応できる事業所や支援員をもっと増やしてほしい。
- ・ 行動援護を提供している事業所が少ないため、利用を希望しても、受け入れ事業所が見つからず利用できない。
- ・ 在宅の行動障がいがある障がい者(児)に対する居宅内での短時間の見守り支援の要望あり。
(理由)
 - 行動援護を利用するにしても、障がい特性によっては外出支援以前にヘルパーに慣れることが必要。
 - 障がい者(児)が通所先から帰宅してから、主介護者が仕事等から帰宅するまでの間、他の家族だけでは見守りが難しく専門的な知識・技能を持つヘルパーの見守りを必要とする。
など
- ・ 強度行動障がいがある成人男性の保護者の方から、自分たちがコロナウイルスに感染してしまったとき、息子をどうすればよいのかという問い合わせがあった。障がい特性からも、慣れている人でなければ関わりが難しいため、自分たち以外の支援者が急には見つからないので不安をお持ちのようだった。
今回の感染症対策に関しては、医療だけではなく福祉での対応も必要だが、未曾有の感染症に対して市町村レベルでの対応には限界がある。対応策について、県からの情報提供や受け入れ先の確保など、具体的に示していただくとありがたい。
- ・ 日中活動の受け入れ先少なく、通えても長続きしない。
- ・ 本町は障がいサービスを実施する事業所等が1つだけであり、利用したいサービスがあっても利用できず、提供できるサービスが限られている。

・ 保護者は高齢化しており、将来のことを考え、施設入所を希望しているが、見学すら受け入れてもらえないことが多く、精神的にも肉体的にも疲弊している。行動障がいのある障がい者(児)を受け入れている施設等の情報がほしい。

4 行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用に関することや地域での支援体制等について、市町村として感じている問題点や県や市町村、関係機関等が進めるべき取組等についてのご意見やご提案

・ 行動障がいのある障がい者(児)を支援できる事業所や支援者が少ない状況にあり、実際の利用実態としても居住市町村以外の事業所を利用している方も多くいる中で、市町村ごとに支援体制を検討していくことは実態に沿わず非効率である。県が中心となり障がい福祉圏域単位での支援体制等の整備を進めてほしい。

市町村も県任せにするのではなく、地域で生活されている行動障がいのある障がい者(児)や家族の意見・希望を詳細に聞き取ったり、事業所の状況や利用実態を分析・整理し課題を明確化するなど、それぞれの立場でできることを行い、連携して支援体制の充実に向けて取り組みをしていくのがいいのではないかと。

・ 生活介護や施設入所を希望しても見学や体験入所などで利用が困難となり、日中活動の場所がなかなか見つからない。

・ 町内には地域活動支援センターが1カ所あるだけなので、町外の施設へ通所する方が多いが過疎地、遠方であるため自宅まで送迎してくれる事業所が少ない。また、入ってくれる移動支援事業所も少ない。

・ 家族、本人の高齢化により、在宅で世話をする家族の負担が大きくなっている。

・ 当自治体の場合、障がい関係施設もなく、サービス利用において地域の資源が乏しい。地域活動支援センターのような施設があればと考えるが、町の規模や対象者の人数等から、国の要綱どおりに設置することは難しく、町単独で実施するしかないため、財源の問題が大きい。

全国で小規模の自治体等が取り組んでいる地域活動支援センター事業の事例等があれば教えていただきたい。

・ サービス資源が乏しく、地域での支援体制が構築できないため、サービスを利用するためには、遠方の市町まで出かける必要があったり、又、それができない場合は、必然的に施設入所サービスに頼らざるを得なくなる等の課題がある。

ニーズはあるが、事業所の経営が成り立つ程のニーズ量がある訳では無いため、町内への事業所の新規進出は期待できない。

サービス資源が乏しいが、関係機関が連携を密にし、場合によっては、圏域を越えて個々のケースに対応していくほかは無いと思われる。

・ 知的障がい、発達障がい者(児)の家族の中には、「できるだけ自宅にいない」サービス利用を望み、特に行動障がい者(児)の場合は、生活介護や放課後デイ、短期入所、行動援護等をフルに利用する傾向がある。事業所の開所日時等により、小刻みな利用スケジュールを組み、家族の要望と本人にとって必要なサービスとの判断が難しい。また、併用や同日利用等についても、もっと明確な基準を示してほしい。

・ 行動障がいがある方が在宅や地域で生活することは難しい。
施設入所サービスを受けている方が多く、在宅サービスに結びついていない。

【入所施設・事業所】

集計結果【入所施設・事業所】

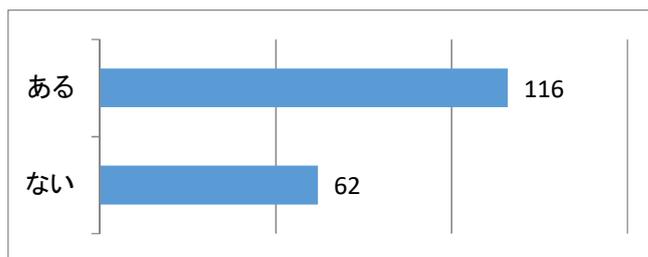
配付数 477 施設・事業所(延 987施設・事業所)
 回答数 178 施設・事業所
 回答率 37.3%

提供しているサービス

複数回答 N=178

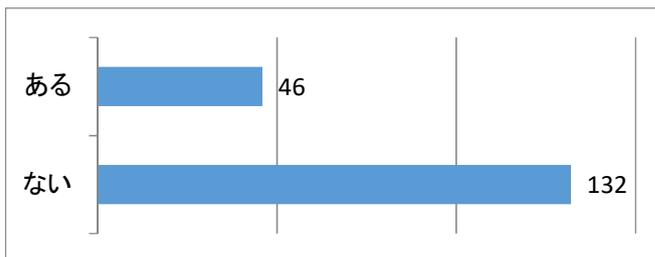
施設入所支援	17	9.6%
居宅介護	44	24.7%
重度訪問介護	36	20.2%
行動援護	14	7.9%
同行援護	23	12.9%
短期入所	18	10.1%
生活介護	36	20.2%
就労継続支援B型	32	18.0%
共同生活援助	18	10.1%
福祉型障がい児入所支援	3	1.7%
医療型障がい児入所支援	3	1.7%
児童発達支援	42	23.6%
放課後等デイサービス	62	34.8%
計	348	

問1 自傷他害、急な飛び出し、こだわり、迷惑行為など何らかの行動障がいがある方を受け入れたことがありますか？



ある	116	65.2%
ない	62	34.8%
計	178	100.0%

問2-1 自傷他害、急な飛び出し、こだわり、迷惑行為などの何らかの行動障がいによる支援の困難さがあるために、受け入れることができなかった、また、サービスを継続することができなかったケースがありましたか？



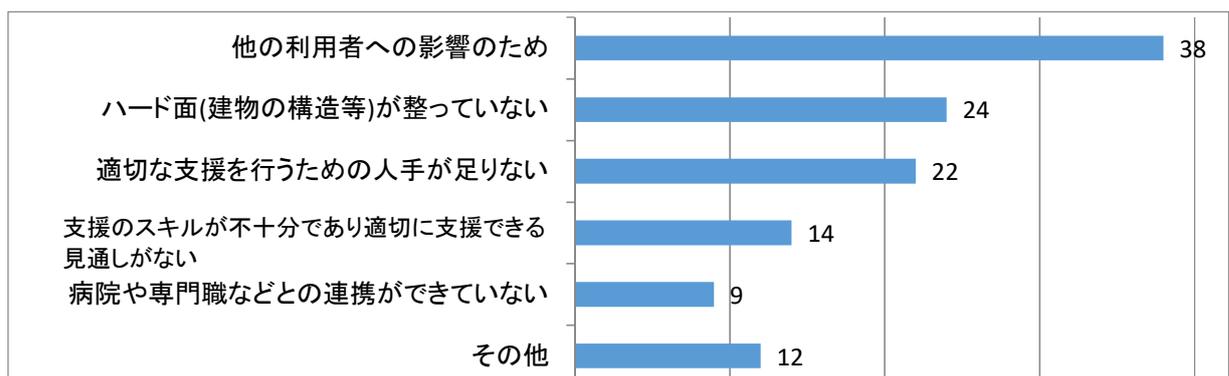
ある	46	25.8%
ない	132	74.2%
計	178	100.0%



「ない」の場合は問6へ

問2-2 受け入れることができなかった、また、サービスを継続することができなかった理由

複数回答 N=46



その他【自由記載】

<本人の状態に関すること>

- ・ マンツーマンで対応していたが、パニックや反抗等があった時に制止ができず危険と判断したため。
- ・ 他害により職員が怪我をして入院したため。
- ・ 他利用者を突き飛ばし怪我をさせたため。
- ・ 入院することになったため。
- ・ (就労継続支援B型において)欠席が3か月以上継続したため。
- ・ 行動障がい重度(他害、アルコール依存)の場合、利用契約を結ぶ前に相談支援事業所を通じて受入れができないことを伝えた。

<家族との関係>

- ・ 保護者・家族との相互理解、意思疎通が上手くいかない(3事業所)。
- ・ 精神科受診を本人及び家族に提案するが家族が拒否し、家族の通院理解を得られず自宅へ戻ることになった。
- ・ 職員や職員が連れてきた子どもへの暴力、ガラスを割るなどした利用者に対し、医療の力を借りてはどうかと家族に提案したが折り合えなかった。
- ・ 職員や利用者へ暴力をふるう、窓から家具を投げるなど危険な状態であった利用者の次年度に向けての契約更新書に家族の協力を得る項目を増やしたが家族の理解を得るのが難しかった。

<その他>

(就労継続支援B型において)生活介護事業所に空きが出るまでの期間ということで受け入れた。

問2-3 受け入れることができなかった、また、サービスを継続することができなかった時にどのように保護者に伝えましたか？

単回答 N=46

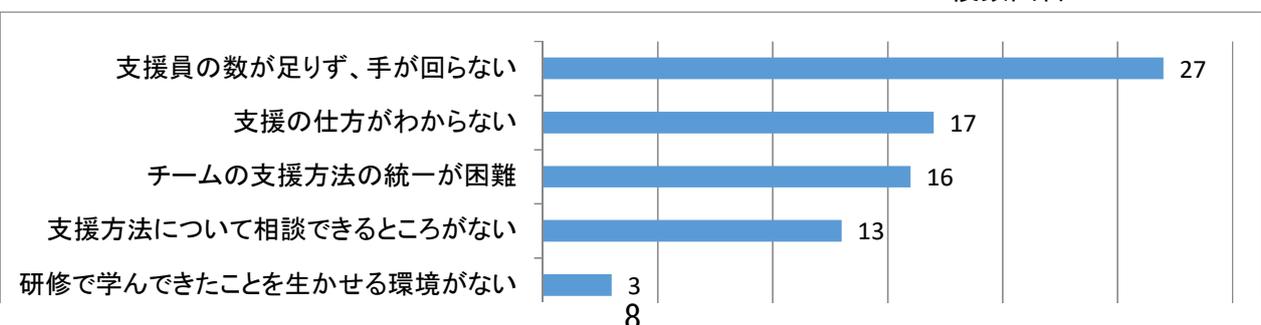
	単回答	N=46
ハード面、ソフト面の不備など困っている状況がある程度具体的に伝える等、サービスを提供できない理由を説明した	38	82.6%
保護者に納得していただけるような理由のみ説明した	3	6.5%
特に理由は説明しなかった	0	0.0%
他機関(相談支援専門員など)に断ってもらった	0	0.0%
その他	5	10.9%
無回答	0	0.0%
計	46	100.0%

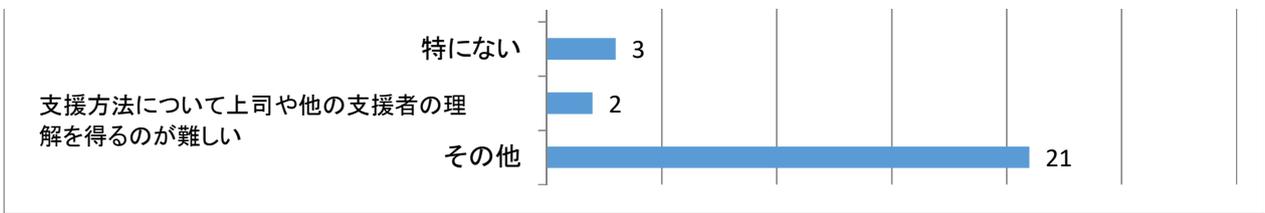
その他【自由記載】

- ・ 利用者の状態を保護者に伝えたが、「今度はこうしたらいかがでしょう」といったことは保護者が一切受け入れず、保護者の方から利用を断られた。
- ・ 施設への破壊行為、他利用者への暴力があったため、受け入れは困難であることを伝え、納得していただいた。
- ・ 他の利用者さんに影響が出た時は、その都度ご家族へ報告した。相談支援専門員から情報をいただき、生活介護事業所に空きがあったので保護者の納得の上移られた。
- ・ 通院が必要と考えていることを何度も伝えたが、納得してもらえず、自宅へ引き取ると言われて退去となった。
- ・ (就労継続支援B型事業所において)欠席継続の状況を伝えたところ、保護者から他事業所紹介を希望されたため、相談支援専門員に連絡して対応してもらった。

問3 行動障がいがある方の支援で苦労していること(苦労したこと)、困っていること(困ったこと)は何ですか？

複数回答 N=46





その他【自由記載】

- <支援のスキルに関すること>
- ・ パニック時等の支援の難しさ(6事業所)。
 - ・ 支援できる者が限られており、負担がかかっている。
 - ・ 個々に特性が違うので研修で学んだマニュアル通りには難しい。
 - ・ 突発的な行動をとられるので、止められなかったことも多い。想像以上の思わぬ行動をとられる。集団の中で構造化等を行うと、合う人、それが合わない人がある。固有の感覚、感覚過敏への理解が難しい。
 - ・ 試行錯誤の状態、方法論に基づいた支援になっていない。そのため各職員個人の考え方やスキルに依存してしまい、対応に一貫性が持てていない。
- <環境面に関すること>
- ・ ハード面の不備(6事業所)
 - ・ 身体障がい者が生活しやすい施設設備であるため、行動障がいがある障がい者に対して安全に過ごして頂ける環境は整っていない。
 - ・ ハード面で個室対応等が出来ず、本人の落ち着ける空間を確保することが難しい。
- <家族との関係に関すること>
- ・ 支援について保護者に理解を得られない時がある(4事業所)。
- <事業所間の連携に関すること>
- ・ 利用者に対して支援事業所間の支援方法の統一が困難なとき。
 - ・ 相談支援専門員と連絡がとれず十分な支援ができなかった。
- <コロナ関連>
- ・ 荒天時やコロナ対策のため外出が難しく、室内活動が苦手な利用者支援が難しい。

問4 行動障がいがある方の支援で上手くいったケースについて【自由記載】

- <家族や他機関との連携>
- ・ 家族、相談支援事業所、当事業所との連携がうまくいっている場合は、支援がスムーズにいく。話し合いを頻繁にすることの大切さを痛感している。
 - ・ (生活介護事業所について)レスパイトサービス(短期入所・行動援護)との併用で、利用者・保護者が落ち着く。
 - ・ できるだけ長時間子どもを預かることで母親の負担が減り、その結果子どもも穏やかに過ごせることが増えた。
 - ・ 他の児童や保護者の理解を頂き、事業所に関わるみんなで見守りや支援ができるような雰囲気づくりをしている。
 - ・ 公立小学校の児童と日常を過ごし様々な体験を積むことで、本人の感情表現や生活スキルが成長した。
 - ・ 家族や相談支援専門員等と連携を十分に取って情報交換することで、支援前後の様子がわかりパニックを予防できた。
 - ・ 家庭での様子や朝の状態をしっかりと聞き、保護者からの情報を大切に支援した事は良かった。
 - ・ 支援者が集まって研修会をし、困った行動が起こった時にどう対応するか話し合った。統一した支援も大切かもしれないが、個々の支援者によって支援の仕方が異なっても良いだろうと話し合え、支援する側の不安を少なくできた。
 - ・ 保護者と毎月の保護者会だけでなく随時連絡をとったところ、帰省の度に体重が大幅に増加していた利用者が、1~2kg増だけで安定してきた。
 - ・ 施設だけで抱え込まず、関係機関に相談したり拡大ケース会議を開催し色々な人の意見が聞けた。
 - ・ 支援だけで頑張っていたが、医療の力(投薬開始、医師の助言等)を借りた。
 - ・ 家族が疲弊しないように職員が寄り添った。(家族に寄り添う事も含めて支援と考える。)
 - ・ 利用している事業所・支援学校・相談支援事業所・公的専門機関など関係機関でケース会議を行った。
- 収集した情報の中から良い点を実施し、悪い点を実施しないようにした。
- ・ 職員の共通理解、共通指導の取り組みで、毎日家族に寄り添い、連絡を密にした。良い事、悪い事ははっきりと根気強く話し、理解してもらった。持続させることが大切。
 - ・ その都度状況が違うので、直近の体調や行動を知る事で困難回避できた。
- <環境整備>
- ・ 個別支援室の活用(2事業所)
 - ・ 気温、湿度は、一定に保てるよう調節をおこなっている。

・ 相部屋から個室に居室を移し、他の利用者との接触や、声、騒音から離れたことで、情緒面の安定や問題行動の軽減につながった。

・ パーテーションやイヤーマフ、個別ブースなどの環境を整えることで刺激が減り、落ち着いて生活できる日が増えた。

<支援のスキル>

・ 自閉症の子どもに対して、環境の構造化、スケジュールの視覚化、こだわりのものは、そうなる前に一定期間取り除くことにより、うまくいっている。

・ 手順書作成にて取り組むと周知されやすく統一支援に結びつきやすいが、こだわりも日によって変わるため、その手順書が逆効果になる場合もある。想定されうる事以外へもフレキシブルに対応できるよう、スタッフ間でのフィードバックにより、何パターンかを話し合っておくと、とっさの対応力が身につくように思う。

・ 行動障がいのある子どもの思いをくみ取り、認知の障がいに焦点をあて、どんなに重度であっても文字や数字を教え、教える中で支援者とのやり取りを育て、学ぶ姿勢を育てていく中で、子どもたちが育ってきている。家庭でも、課題・料理・早朝マラソン等に取り組むと、家庭の中で整ってきている。

・ できるだけ外遊びの時間を多くしてしっかり運動し、夜はぐっすり眠れるようにプログラムを組んでいる。

・ 公園など外にいる場合は自害、他害がないので頻繁に外出支援を行っている。

・ 対象利用者に対して、得意な作業を中心に、作業を特化して提供することで、戸惑いや不安感が無くなり、落ち着いて作業に取り組むことができるようになり、さらに、作業以外の時間も落ち着いて過ごすことができるようになった。

・ 一般就労していたが解雇になった後、自宅で引きこもるようになっていた方が、入院加療後当事業所(就労継続支援B型)への通所を開始。当初なかなか朝の準備ができず、職員2名がかりで誘いに行き半ば強引に連れてきて作業をしてもらううち、家族の支援を受けながら通所が生活の中に定着していった。

・ その都度、行動障がいのケース会議を行い、支援方法を考え実践し、いろいろと試み、成功に導くことができた。行動障がいは、一定に留まらないため、都度、支援の模索が必要。

・ 集団生活の中で、できる限り個人に合わせた個別な対応や配慮を行うことで、他施設では生活が難しかった方の利用を本人の意思で継続することが出来ている。他害行為においては、本人はもちろん周囲(他利用者及び他害の相手等)と話し合いの場面を多く持ち対策を行うことで軽減出来ている。

・ 予定をあらかじめ伝えておいたり、決められた日課が送れるよう環境を整えたりすることで、安定した生活を送ることが出来ている。

・ 本人の行動を否定せず、可能な限り容認し、統一した支援、保護者との連携等を行ったところ、不眠、他害といった行動障がいが次第に落ち着いた。

・ ひとりひとりの障害特性を理解し、叱ることよりほめることを中心に支援するように徹底した。職員が、一人で支援しているのではなくチームでかかわっていることを意識させることで、過剰な責任感を植え付けないようにし、いつでもフォローできる体制づくりを心がけた。

・ 屋外に一人で出ていく利用者にipodを渡し、音楽を流すと余暇時間を屋内で楽しめるようになった。

・ 転倒が多く、頭部へのケガが増えてきた。保護帽を試すも嫌がっていたが「よく似合う」とたくさんの職員が褒めると被ってくれるようになった。

・ 本人が理解できるものをフル活用しアレンジを加え、次の行動を明白にすることで落ち着いて生活をおくることが出来る様になった。

・ 支援の際に、相手としっかり向き合うことを忘れない。よく観察し相手の特徴をよく知ること、信頼関係を築くことを常に心がける。

・ 本人の特性や性格等を理解し、本人に合わせた支援内容やスケジュールを組む。

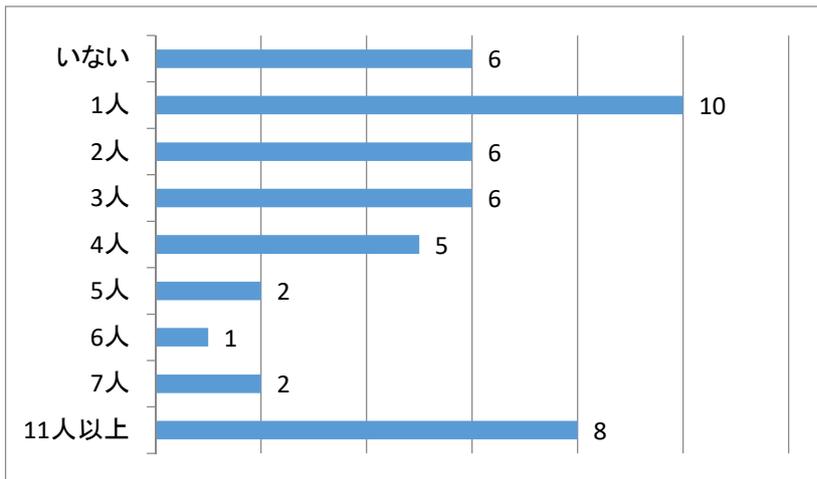
・ スケジュールを視覚化すること、カード等の視覚による支援をする事により、本人にとって見通しがつき、安定する日が増えた。

・ 職員全員が支援を統一することで、利用者が落ち着いた。

・ 行動障がいが起こるきっかけとなる行動・行為を特定する分析を実施し、スタッフ間で共有することで、統一した対応ができ、又、新たな行動障がい起きる事を防ぐことができた。関り方が統一できなければ、行動障がいのある方は混乱や不安等で新たな行動障がいにつながるの、早期分析、対応統一は重要な支援である。

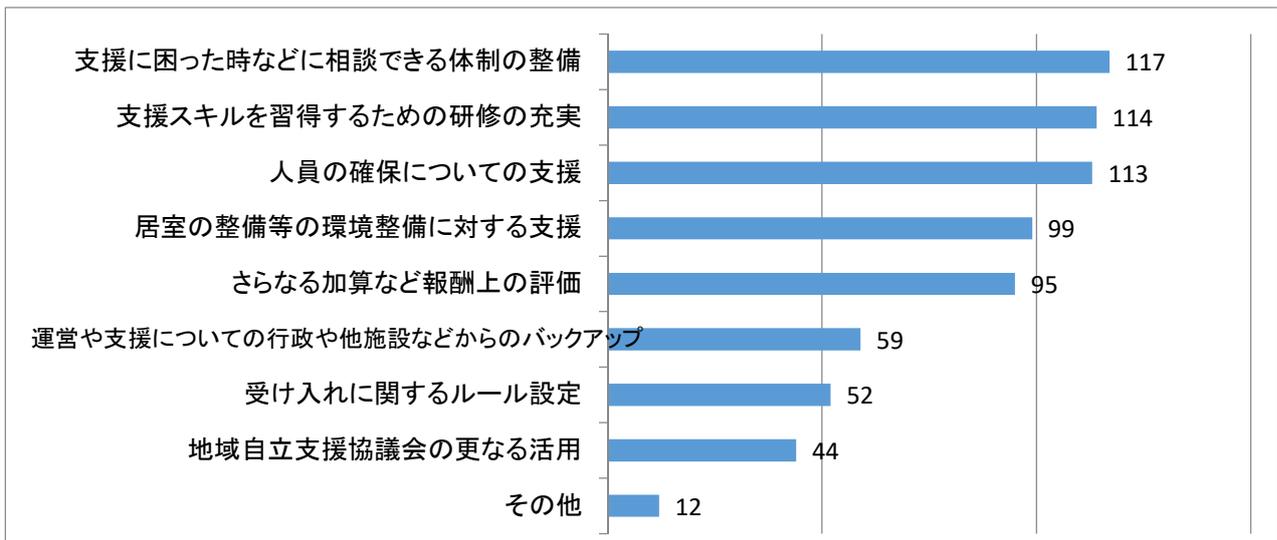
・ 突発的な行動(紙やぶり等)を行う利用者に対して、事前に利用者の刺激になるような掲示物等を取り除いておくことや、行動の節目に「次は〇〇をします。〇〇はしてはいけません」など。の声かけを繰り返し行うことで突発的な行動の抑止に繋がっている。

問5 県が実施している強度行動障がい支援者養成研修について、貴事業所に同研修を受講した職員は何人いますか？（令和元年度末時点。基礎研修のみ受講済みの方も含む。）



問6 施設や事業所、支援者に対し、どのような支援や制度等があれば、行動障がいがある方の受入れが進むと思いますか。

複数回答 N=178



選んだ選択肢について具体的な内容を記載【自由記載】

- <研修>
- ・ 座学の研修を受けただけでは対応できない可能性があるため、経験豊富な事業所や職員に、対象児の様子を直接観察してもらい、アドバイスを貰える様な体制(事例検討会やコンサルテーションなど)が必要。
 - ・ 直接的な支援スキル(ABAやサインの導入)向上のための研修。
 - ・ 直接関わって経験していくことが一番大切なので、今まさに現場にいる方たちへのスキル向上、知識の再確認を行うための講習等も欠かしてはならない。そうすれば、事業所等の考え方や、意識も変わってくると思う。
 - ・ 行動障がいのある児童への教育・支援について、現在支援学校で教えられている現場の教職員の方にポイントを教えていただいたり、実際の教育現場の見学をさせていただいたりしたい。
 - ・ 言葉だけの研修ではなく、現場の支援の様子を画像等で学ぶなど、多くの事例を学びたい。
 - ・ 現在実施されている基礎研修以外に、何度でも受講できる基礎的研修が数多くあっても良い。
 - ・ 県内での研修が他県に比べて少ない→加算のためだけの研修になっている。
 - ・ 児童の時期から保護者や教育現場を含めた支援者の学習の機会を拡充してほしい。
 - ・ 講義だけでなく実際支援にあたっている人の話を聞いたり、自分の支援について意見をもらう事でフィードバックができる場があればよい。
 - ・ 各市町村自立支援協議会での研修があればよい。(県レベルの大きい集まりでなく、市町村レベルでの研修を。)

- ・ 行動障がいのある子を育てるには健常児以上に質の高い教育と療育が必要。様々な方面からの研修・講義をもって、支援者の質の向上を図ることが必要だと痛感しており、そうした学びの場が欲しい。
- ・ 県が実施している強度行動障がいの研修に申し込むが定員超過のため、選考に通らないことがある。
- ・ 他県の事業所の取り組みが知りたい。
- ・ 基礎から学べる充実した内容の研修や強度行動障がいを多く受け入れている施設の見学など、実際に受け入れをされている方から多く聞いて知識を得たい。
- ・ 困難事例に対する具体的な支援の方法について、情報交換できるような研修の場(成功例・失敗例)。
- ・ 誰でもが参加しやすいかたちでの定期的な研修。
- ・ 研修の充実については、回数や開催場所を増やす等多くの人が参加しやすい環境が必要。
- ・ 行動障がいの支援スキル向上のための研修の実施。(より実践的で具体的な内容)
- ・ 月に1度程度、研修会を行い、各施設同士でも情報交換などを行い支援力強化を行う。
- ・ 失敗したケースや上手くいったケースも、たくさん知りたい。
- ・ 行動障がいの支援でうまくいったケースの開示。(個人情報に注意し、だれも見えるように開示。)

<相談できる体制の整備>

- ・ 直接困ったときに相談ができる体制整備(専門医等)。
- ・ 事業所で対応できない事が起った時に相談できる所があれば心強い。
- ・ 児童の場合は、保護者や学校、また医療機関等と連携を取りながら対応を進めていくが、それでも行き詰ってしまった時、それぞれの特性における専門性をもった先生や専門機関に相談し、助言をいただけたらと思う。
- ・ 支援困難な時に訪問してもらい、実際の場面を見てもらっての具体的な対応方法や工夫を指導してもらいたい。
- ・ 専門家に相談ができる体制整備。
- ・ 支援に悩んだ時や困ったときに事業所側からいつでも相談できる場所があると安心して受け入れることができると思う。
- ・ 対応困難となった場合等、現場を見ないと分からない事が多いと思うので、行政や他施設の方にも現場を見て頂き、対応策を検討してもらいたい。
- ・ 実際に現場に専門の先生に来ていただき、支援者の支援方法を見ていただきアドバイスがほしい。(定期的に継続して)
- ・ 相談窓口を充実し、相談等に対して加算などの評価。
- ・ 困難事例については個別で相談できる体制が整っていれば良い。
- ・ 随時具体的なケースを相談できる場所があるとありがたい。
- ・ 行動障がいに特化した専門家の方に、施設に1週間くらい(それ以上でも可。)滞在していただき現場の支援を見てもらい助言や指導をしていただきたい。
- ・ ケース会議やスーパービジョンを行う場合、講師やアドバイザーの派遣。

<人員・支援者>

- ・ 働く側の安全の確保。
- ・ 障がいに関する知識・スキルを持った職員が確保できることが必要。
- ・ 落ち着くまでの期間だけでも、マンツーマンで職員が付けるよう人員の派遣。
- ・ 支援スキルを習得した職員の確保も重要。
- ・ 専門的知識を持った職員の配置が必要(加算の見直し)。
- ・ 支援者が心身ともに充実した状態で働くことのできる職場環境を作ることが大切。そのために、支援者に対する補助やフォロー体制作りが必要。
- ・ 人員の確保について、就職ガイダンスなど出席しているが希望者が少ない。人員の確保と定着できるよう福祉従事者のメンタルヘルスケア(階層別)の充実をお願いしたい。
- ・ 行動障がいに特化した職員やアドバイザーの充実。

<受け入れに関するルール設定>

- ・ 受け入れるにあたって、ルール設定は必要。それぞれのやり方では、利用者が迷う。

<行政や他施設等からのバックアップ>

- ・ 関係機関のバックアップは必須であり、具体的には定期的なカウンセリングや児童との面接・支援の教授などを望む。

・ 行動障がいのある方が時に支援の範疇を過ぎてしまったとき、施設も精一杯頑張るがその先に短期間でもリセット出来る環境、受け入れ先を行政が確保して欲しい。

<報酬>

- ・ 賃金面での手当が必要。
- ・ GHの報酬では手厚い人員配置が難しく、受け入れは進まないと思う。
- ・ 受け入れに際し、必要な人員や環境を整備するための補助金などの創設。
- ・ 受け入れに際し必要な手順や方法、スキルを学ぶための研修や講演会を行う場合、補助金などの創設。
- ・ 行動障がいが起こるきっかけとなる行動、行為への早期アプローチ体制を作っていく必要がある。多くの人手と時間を要するため、報酬につなげることと、地域からサポートにも入ってほしい。

<自立支援協議会の活用>

- ・ 自立支援協議会で検討し、県や国への陳情。

<環境整備>

- ・ カームダウンできる空間の整備が必要。
- ・ 障がい特性を踏まえた居室の確保は事業所ごとで限界があると思うが、今ある居室を有効活用できる方法等があればアドバイスをいただきたい。
- ・ 利用しやすい施設等の環境整備は、利用の促進だけでなく、行動特性の把握や支援者の経験値獲得に有効で、未経験者のハードルを下げる意味でも特に重要。
- ・ 雨天時の活動場所の確保も大きな課題となっている。
- ・ 行動障がいに特化した施設の充実。
- ・ 行動障がいのある方の受け入れに関しては、やはり適切な環境設定が一番だと思うので、その為の特殊な素材だったり、設備だったり、又それを扱う業者などの情報があると助かる。

<家族>

- ・ 家族等との連携が必要。
- ・ 支援困難なケースより、ご家族の支援に対する要望のハードルが高すぎるケースが多い。他の利用者(家族)との関係調整も含めたサポートが欲しい。

<他機関との連携>

- ・ 併用している他事業所との直接の連携しやすい制度。
- ・ 医療での薬物療法が重要なポイントになるので、まずは県内に適切な(発達障がい行動障がいに特化した)病院の増加を求めるとともに、それらの病院と保護者及び福祉事業所が「関わりやすくなる」環境があれば良い。
- ・ 他の事業所、支援学校、相談支援事業所等との連携が大切であることを痛感している。
- ・ 専門家、特に医師との連携が重要。
- ・ 一番重要なのは専門的な知識を身に着けたスタッフが連携して支援を組み立てていき、統一した支援、整備された環境、事業所や地域、医療、家族との連携が大事。
- ・ 障がいの状態によるが、医療との連携は必須であり、医療機関での治療、リハビリを経て福祉型障害児入所の環境の中で受け入れできる状態が必要。
- ・ 支援に関して多方面の職種の方との連携があるといいと思う。
- ・ 諸機関による共通認識、関係機関の連携が必要。
- ・ 支援にあたっては、受け入れた施設や事業所だけではなく、市町村を始め、相談支援センター、施設、病院、そして家族など、多くの関係機関や支援者がチームとなって「支える気持ちを一つにして」支援すること、そして継続出来る体制を整えることが重要。
- ・ 個別で対応が必要なケースが多く、より専門性の高い知識が必要になるので、定期的な研修会や事前に関係機関との調整を円滑にできるような環境づくりが必要。

<コロナ関連>

- ・ 行動障がいに加えて視覚聴覚の重複障がい(盲ろう者)を持つ方を支援している。コロナのことで施設利用条件が厳しくなり、離れて座らなければならない、マスク使用が必須、施設の利用定員の減など。行動障がいのある方々はマスクを常時つけていることは難しく、また、行動障がいと盲ろうを併せ持つ者に対して二人の支援者がつくことが多いので、定員制限をすぐにオーバーしてしまう。そのため現在グループ活動の支援ができない状況。障がいに合わせた利用基準を設けていただきたい。

<その他>

- ・ 交流プラザ施設と遊び場が一緒になったような遊具設備(ボルタリング、ボールプール等)があり、利用者が低金額若しくは手帳を利用しての会員制で楽しく利用できる施設があればと思う。
- ・ 強度行動障がい者の認定がA市に関しては保護者さんへの電話のヒアリングのみですが、やはり学校や施設、自宅での現場確認をして判断して頂きたい。
- ・ 幼児期から将来を見据えた療育を行い、学童期、成人期へと続く支援体制を整え支援していく。
- ・ 強度行動障がいのある方を受け入れるに当たりご家族、関係機関からの詳細かつ正確な情報を得るための聞き取りの実施が必要。
- ・ 有償運送の講習が大きなネックとなっており講習が教習所でも出来るようになればありがたい。
- ・ 明らかに行動障がいがあるにも関わらず、調査の時はそういった行動が出ておらず、加算の対象者ではない児童もいるので、しっかりと普段の様子も踏まえた調査をして欲しい。
- ・ サービス上の安全の確保、転倒や怪我の防止、サービスを行う職員の負担軽減の為、2人体制でのサービス用件の緩和。行動援護事業の配置基準、資格要件の緩和。
- ・ 職員全体が支援と虐待の違いについての正しい認識を持つ必要がある。そのためには、支援スキルだけでなく意識改革を前提とした研修、モニタリングを日々行う体制づくりが必要。

【相談支援事業所】

配付数 61事業所
 回答数 31事業所
 回答率 50.8%

集計結果【相談支援事業所】

問1 自傷他害、急な飛び出し、こだわり、迷惑行為など何らかの行動障がいがある方の障がい福祉サービスの利用について支援したことがありますか？（事業所としての支援経験の有無をお答えください。）

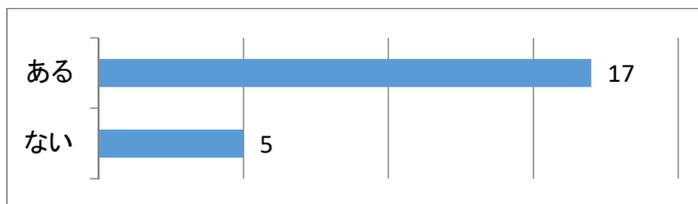


ある	22	71.0%
ない	9	29.0%
計	31	100.0%



「ない」の場合はアンケート終了

問2 自傷他害、急な飛び出し、こだわり、迷惑行為など何らかの行動障がいがあることを理由に（行動障がい理由ではないかと強く推測される場合を含む。）障がい福祉サービス利用を断られるなど支援に困った経験はありますか？



ある	17	77.3%
ない	5	22.7%
計	22	100.0%

「ある」場合、その具体的な状況【自由記載】

- ・ 児童で、シートベルトがつけられない、他害、飛び出しなど危険な行動がある等の理由で利用を断られた。（2事業所）
- ・ 行動援護サービス自体の事業所が少なく人員も限られている。就学児童が利用したいと家族が希望する土日祝日の受入が難しい。
- ・ 放課後等デイサービスの事業所見学をした際に利用を断られたことがある。事業所としての人員配置上や環境などの理由で対応できないと言われた。
- ・ 既に契約、利用していた放課後等デイサービスの事業所利用で、強度行動障がいがあるために送迎時の対応が困難となることから利用回数を減らしてほしいと相談されたり、利用中に他害行動が酷くなってきているため、事業所としてこれ以上の対応が困難であるから、利用回数を減らしてもらえないだろうか、別の事業所に変えることは考えていないか、という相談を受ける。
- ・ 事業所内に支援者が不足しているとか、手一杯で支援できないとかを理由に断られることが多いが、明らかに、行動障害のために、職員に負担がかかりすぎることを理由に断ったと推測される。
- ・ 利用を断られたことはないが、利用回数を増やしていただけないケースがある。
- ・ 放課後等デイサービスを利用されていたが、他害が他児の不穏になるために断られたケースがある。
- ・ 相談支援の過程で、「短期入所」の事業所の担当者に、行動障がいを理由に、利用を断られたことが何回かある。最初の電話で「他者に迷惑をかけられる方は困る」と言われたり、「見学、面接して、結果をお伝えします」と言われ、一度も利用できなかった場合もある。利用途中で、「今後の受入は困難です」と断られることもある。理由は「行動障がい」「迷惑行為」「支援員不足」「事故の責任が持てない」等。「家族等の養護者の虐待」「疲労困ぱいの養護者のレスパイト」と説明しても受け入れてもらえず、危機的な状況への支援が困難になるばかりか、「自宅で、地域で暮らす」という当たり前の支援もできない状況に陥る。
- ・ 相談支援では、断られることも想定して調整をしている。断ることを「悪」と捉えた考えに相談支援（その他機関・関係者）がなってしまうのではないかと心配。本人がサービス利用を嫌がる時もある。その時、「地域」で支える体制が充分なのか？サービス提供してくれる事業所をサポートできる体制もあるのか？と気になる。

- ・ 重度の知的・行動障がいがある児童で他害やパニックの症状があり、事業所から担当相談支援専門員に、このまま当事業所の利用を継続するのは難しい、対象児童の障害特性に合った事業所を探していただき、家族に紹介してほしい、との相談を受けた。
- ・ 大きな声や突発的に走る行為が続き、他の利用者さんの安全確保ができず利用中止となった。現在、多機能型事業所の生活介護を利用。以前に短期入所利用希望があったが他者を押す行為や多動、大声を出す行為が続き利用は難しい状況となった。最近では、内服治療も始めたので頃合いをみて再度、短期入所利用を打診する予定であるが厳しい状況である。
- ・ 父からの虐待あり、家庭内暴力、利用事業所での暴力あり。母への暴力で母が負傷し入院。本人も保護入院となる。退院後は自宅生活は難しく、障がい者施設など受け入れ先を探すが見つからない。
- ・ 放課後等デイサービス・短期入所・日中一時支援利用の児童。他害、不潔行為、睡眠障害等があり、放課後等デイサービス事業所から支援の困難さの訴えがありケース会議を実施した。短期入所事業所から受け入れ回数を制限されることがある。
- ・ 児童対象のサービス事業所より、周りの児童・支援者への他害や器物破損などの迷惑行為を理由に、別の事業所を勧めてもらえるようお願いされた。
- ・ 自傷・他害のある利用者の紹介の拒否
- ・ 数年間の入所待機後の状況確認後、入所拒否。数年前と状況変化なく、最終的には入所受入れ可となった。
- ・ 行動障がいの方が家庭の事情等で短期入所の利用希望があったが、受け入れ体制が充分でない事や短期入所定員数の満床を理由に調整に時間がかかり利用が遅れたり利用できないことがあった。
- ・ 就労継続支援B型利用中、職員や利用者に対する暴力行為があり、利用の継続が出来なかった。（不適応行動：送迎中、送迎職員を傘で叩く。特定の利用者をからかう、みぞおちを殴る。）
- ・ 複数施設の職員や利用者に対して噛みつき、叩くなどの行動があり、その後それらの行動を理由に複数施設で契約ができなかった。
- ・ 障がい福祉サービス事業所全般に、行動障がいがある話をすると利用を断られる。そのため、施設入所などは県外施設を探したり、生活介護は自宅から通所可能な生活介護事業所がない。

問3 行動障がいがある方の支援で上手くいったケースについて【自由記載】

<家族や他機関との連携>

- ・ 重度の知的障害がある児童。道路の飛び出しがあるなど常に見守りが必要なケース。前提として、相談支援専門員と放デイの先生が相談し合える関係であった。相談支援専門員が児童の特性や行動障がいの理解をしたうえでその情報を上手く事業所に伝えられたことがよかった。（事業所へ事前に保護者のニーズをこと細かく事業所にとって不利なニーズでも伝えられた関係であり、事業所も行動障がいに対する知識やノウハウを持ってそれに対応してくださった）相談支援専門員、事業所、保護者との信頼関係の構築ができていた。
- ・ 保護者に病院受診をすすめ、医師の指導を受けてもらっている。
- ・ 主介護者が対応できなくなった時に、急遽短期入所を探すこととなった。緊急で大体の施設に断られたが、自立支援協議会で相談したところ、受け入れしてもらえらることとなった。また、利用していた生活介護事業所が、短期入所利用中も日中活動で受け入れしてくれたり、面会にも来てくれたり、手厚く対応してくれた。
- ・ 事業所が医療機関と連携したり、保護者と密なやり取りを行うなどし、環境面を調整することで、ご本人が落ち着いて過ごすことができるようになることが多い。そのため、時に医療機関との連携は必須であると考える。
- ・ 行動援護を利用し、医療、母親、支援学校、事業所が協力しながら進めている。行動援護を利用して好きなコミックの購入を定期的に行っているが、新型コロナウイルスの影響で中止となっている。
- ・ 「短期入所の利用が断られ危機的な状況が続いた事例」では、追い詰められた母親が「無理心中」を口にするまでになった。生活介護の支援員やヘルパーが母親の訴えを傾聴し、常に関係者間で情報共有した。市の担当者と県の相談支援センターの担当者も交えてケース会議を重ねるなどしたが、本人と家族を救ったのは「精神科病院への入院」だった。その後、認定調査で顔馴染みになっていた遠方の施設長が全ての事情を理解し、受け入れて「施設入所」に至った。担当相談員としてほっとした反面、「自宅で、地域で暮らす」支援には繋がらない結果となった。

- ・ 児童は、支援を依頼した放課後等デイサービス等の事業所の使命感と頑張りで、利用が継続できている状況。大人は、状態が安定しない時には入院するなど、精神科病院の協力を得ながら支援している。
- ・ 他人を押し行為や大声を出す行為のある利用者について、重度訪問介護を月曜から金曜まで利用。同事業所は利用者の特性を理解し毎日固定のヘルパーが訪問しており、利用者は落ち着いて日中活動に参加している。日中活動場所である多機能型事業所では、他害、大声を出す行為等が続き、母親、事業所サビ管、当センターと何度か話し合いを行い、生活介護を利用することとなった。内服治療も開始している。
- ・ 医療機関に受診するとき支援者が同行し、Drに困っていることや実態を具体的に伝え、薬の調整をしてもらった。学校から支援方法の情報を得たり、放課後等デイサービスを複数の事業所を利用することで、負担を分割、軽減することができている。結果として、以前より安定して過ごせる時間が増えている。
- ・ サービス提供事業所等関係機関との連絡調整がスムーズで、各種手続きの分担・共有ができ、密に支援を行うことができる。
- ・ ケース会議と情報の共有
- ・ 向精神薬の服用や多すぎた服薬量の減量等
- ・ 学校と連携しながら、担当者会議を重ね、家族を含めた関係機関が顔の見えるチーム作りができており、前向きな意見や工夫、提案などを行ったり、本児が混乱しないよう統一した関わりの方法なども共有したりしている。本児が不安定な時でも情報共有し、急な支援希望にも児童デイ事業所が受け入れてくれるなどの状況がある。
- ・ 上手くいったケースではないが、生活介護を希望するも通所可能な生活介護事業所には軒並み断られ、自宅で在宅サービスを利用しながら生活している方のケースについて、定期的に関係者が集まって個別支援会議を実施している。その中で家庭での状況や各サービス利用時の状況把握、行動障がいが起こる原因、支援方法などを検討し共有している。時間をかけて利用者の方がどのような状況でどのような理由で行動障がいに至るのか、どのような支援があれば行動障がい起きないのか、などについてしっかり把握し、障がい福祉サービス事業所に伝えることが必要と考える。

<支援のスキル>

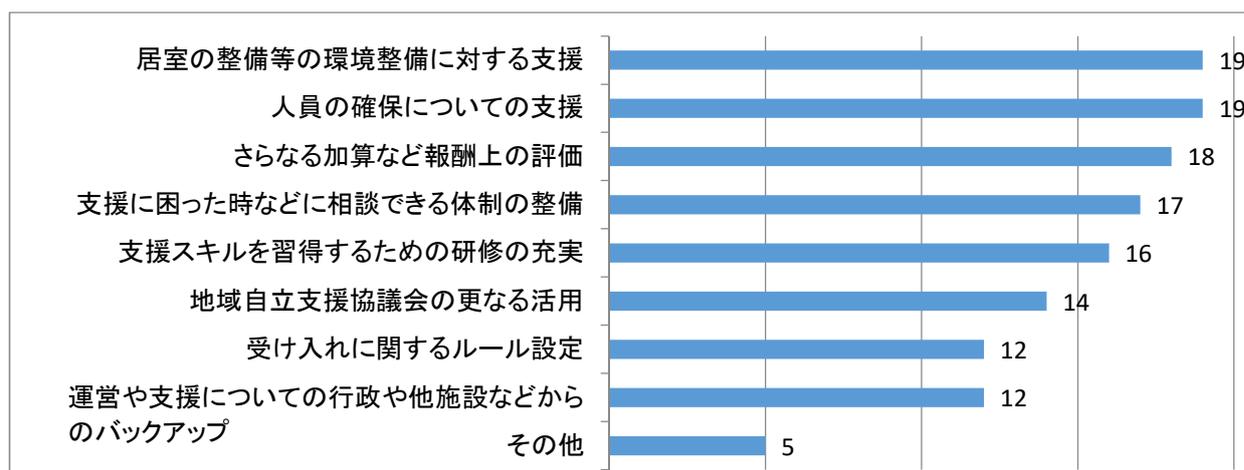
- ・ カードの視覚的支援
- ・ 出来る事に注目した支援の切り替えにより、マイナス面の軽減
- ・ スマホやタブレット等のITを使った余暇や情報提供
- ・ 聴覚、視覚、触覚等の刺激に対して、敏感や鈍麻の確認と回避
- ・ 思い込みの見直しと新たに予測した事の実行のPDC

<その他>

- ・ 最終的には、併設事業所に頼るしかない現状がある。

問4 施設や事業所、支援者に対し、どのような支援や制度等があれば、行動障がいがある方の障がい福祉サービスの利用が円滑に進むと思いますか。

複数回答 N=22



選んだ選択肢について具体的な内容を記載【自由記載】

- <研修>
- ・ 障がい特性を理解し、個々に合わせた支援方法を現場等で学ぶ機会を持ち、療育に対しての意識やスキルアップを図る。
 - ・ 入所施設や就労系事業所の職員が研修に参加しやすい体制作り。
 - ・ 実際の支援の現場で人材養成(研修、OJT等)ができる仕組み作り。
 - ・ 地域福祉関係者の積極的な研修参加。
 - ・ 強度行動障害支援者養成研修より更に専門的な研修を実施し、各地域で活躍できる人材を育成する。
 - ・ 強度行動障がい支援者養成研修のフォローアップ研修の実施。
- <相談できる体制の整備>
- ・ 困難ケースを相談できるシステムを徳島のなかで作るとよいのかなと思う。具体的には、既にサービスを提供している事業所さん同士が相談・連携をとりやすいように定期的な会議・相談会・交流会などの場の設定、事業所さん同士をまとめる役割を担う事業所の選定(指定)などが必要になると思う。
 - ・ 毎月1回以上の事例検討や実践者、経験者、支給権限者等が集まったのアドバイスや制度の開拓。
 - ・ 医療面でのサポート体制(相談など)が必要。
 - ・ 専門家チームの施設や事業所への派遣。
- <人員・支援者>
- ・ 「本人や家族を支援する相談員」が疲弊しないように、「支援する者」を支援する仕組みが各地域や相談支援専門員の集まりでできたらよいと思う。
 - ・ 頑張っ努力して受け入れる事業所をきちんと評価することも大切。支援する現場はとても大変だと思うので、支援者が疲弊しないような人員配置ができるぐらいの報酬上の評価をすることも必要。
 - ・ 行動障がいのある方の支援には、専門的な知識を持った職員の対応が必要だが、その体制が整っていない事業所が多い。また、職員数が十分確保できていないこともあり、全体として受け入れや支援に支障が出ている事業所もある。それらを解消するためにも、行政等から加算額を充実させたり資金面でのバックアップを行い人員確保をすることが、よりよい行動障がい者支援につながると思われる。
 - ・ マンツーマンの支援が必要になるケースが多く、その場合に加算等の補助金が入ることにより、人員の増加や環境整備も可能になる。
- <受け入れに関するルール設定>
- ・ ルール設定を行っても、それを遵守できるシステムを作成し、指導体制を整える必要がある。
 - ・ 課題解決のためには、「受入に関するルール」の設定、苦情受付、解決に向けてのケース会議等の開催だけでなく、指導やペナルティに踏み込んだルール作りが必要。

<報酬>

- ・ 適切な支援を行った場合にはその分の評価があるとよい。

<自立支援協議会の活用>

- ・ 地域の自立支援協議会を活用するためには、自立支援協議会の活動内容を透明化し、気軽に活用する仕組みが必要と思われる。自立支援協議会の参加メンバーも多忙を極めており、活用が根本的に解決できるだけの仕組みもパワーも必要と思う。
- ・ 当該施設のみで考えず関係機関等も加わり地域で支えていくことが必要であると思われるため、各地域の自立支援協議会等で挙げていく必要がある。
- ・ 自立支援協議会の中で「行動障がいに関する研修会」「事例検討会」などを実施して関係機関の情報共有や連携を取っていくことで改善策や良い支援に繋げていければと考える。

<環境整備>

- ・ 医療と連携した行動障がいに特化した施設が欲しい。その施設を拠点として、相談、研修を行うことで、安心して支援事業所や相談支援専門員も関わりやすく、家族も安心感が得られると思う。
- ・ 大声を出し続ける利用者のための防音工事等のように、環境整備に対する支援も有効と思う。

<障がい福祉サービス>

- ・ 夜間の居場所づくり、受け入れ先の確保をお願いしたい。
- ・ 行動障がいのある方が、住み慣れた場所を離れなければいけないのではなく、自宅で過ごすことができる様に訪問介護や移動支援など在宅でのサービスの充実。
- ・ 家族・兄弟等への支援体制(レスパイトなど)障がい児の短期入所受け入れ施設、事業所が少ない。行動援護を利用できる事業所が少ない。
- ・ 在宅サービスの普及拡大及び質の向上(行動援護、重度訪問介護)。

<他機関との連携>

- ・ 学校、事業所、福祉課等の関係機関との連携を図る。
- ・ 支援学校からの確立された支援と関係者への情報提供や支援の共有。卒業後の十分な引継ぎ。
- ・ 児の場合は、学校との柔軟な連携が必要。
- ・ 個別のケースやニーズを把握し、必要なサービスに繋げていけるよう地域の福祉関係者(市町村や県、保健所、医療等)の積極的な介入。
- ・ 施設や福祉サービス事業所と相談支援事業者との連携による一貫性のある支援。

<その他>

- ・ 保護者に対し、子育ての大変さを聞く機会や情報提供等の支援をする。
- ・ 研修を充実させても、各支援者がその力量を発揮できる事業所の組織体制に対する支援が必要と思う。
- ・ 制度にないから実施しないではなく、制度にないからどうしたら実施できるかを行政には考えてほしい。予算やお金が無いと直ぐに言う行政の方がいるが、そのためにクラウドファンディングや限定したふるさと納税等のお金を集める方法も考えて欲しい。行政と現場との温度差を無くし、現場の事を把握した専門官制度(県や市町村)も必要。
- ・ ◆「のぞみ園」「全日本手をつなぐ育成会2012」資料参照
中学校、高校の時期に行動障がいが増えているケースが多い。生活を支える5つの原則として「①安心して通える日中活動」「②居住内の物理的構造化」「③ひとりで過ごせる活動」「④確固としたスケジュール」「⑤移手段の確保」+支援の枠組み「レスパイトサービス」「専門的なアドバイス」との記載がある。
強度障がい児・者及び家族を支えるには、強度行動障がいの障害特性を理解している支援者での試行的事業を徳島県で実施できればと思う。そこで得られた実践的な支援方法を、各事業所や支援者に伝達できれば、強度行動障がい児・者が利用しやすい事業所が増えるのではと思う。構成メンバーは、県発達障がい者相談支援センター、行政、学校、医療機関、放課後等デイサービス、生活介護・就労継続支援B型・施設入所支援・短期入所事業所、相談支援事業所等はどうでしょうか。

- ・ 事業所によって受け入れ状況や行動障がいに対する理解の温度差を感じる。県強度行動障がい研修を受講者を配置している事業所は多数あるが受け入れは厳しい状況に変わりはない。
- ・ 細かな実態の把握(十人十色の問題や課題を知る)。
- ・ 支援の方法をチームで学び、チームアプローチが出来る体制作り。
- ・ 地域生活支援拠点の機能である「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」による各地域での対応。

【知的障がい者(児)の家族】

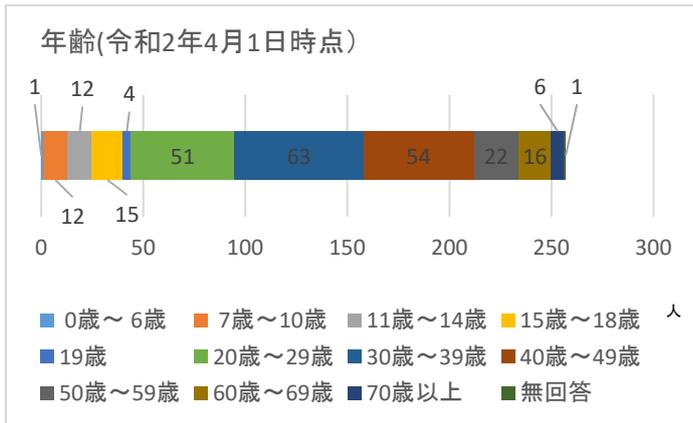
集計結果【知的障がい者(児)の家族】

配付数	820名
回答数	257名
回答率	31.3%

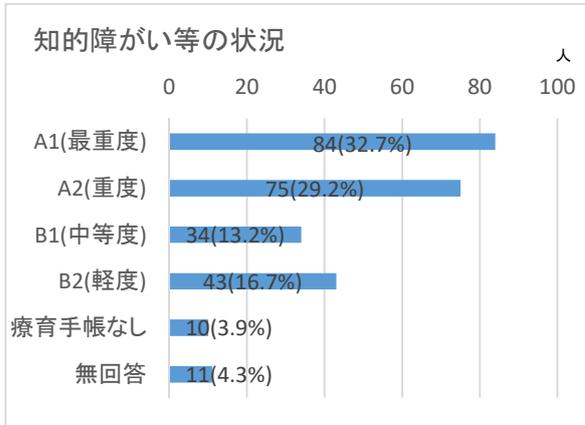
問1 本人(※障がいのある人)について教えてください。

性別

男性	150	58.4%
女性	103	40.1%
無回答	4	1.6%
計	257	100.0%



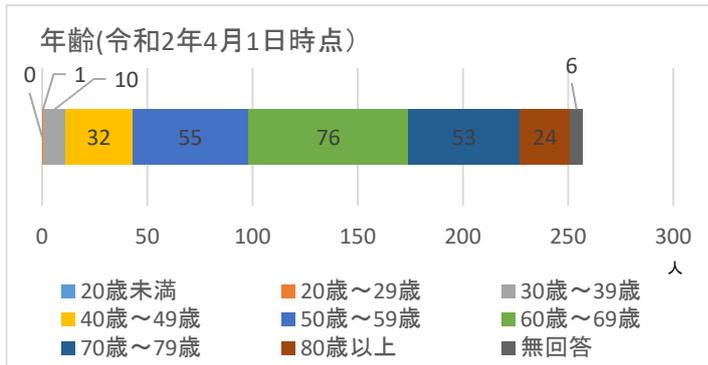
0歳～6歳	1	0.4%
7歳～10歳	12	4.7%
11歳～14歳	12	4.7%
15歳～18歳	15	5.8%
19歳	4	1.6%
20歳～29歳	51	19.8%
30歳～39歳	63	24.5%
40歳～49歳	54	21.0%
50歳～59歳	22	8.6%
60歳～69歳	16	6.2%
70歳以上	6	2.3%
無回答	1	0.4%
計	257	100.0%



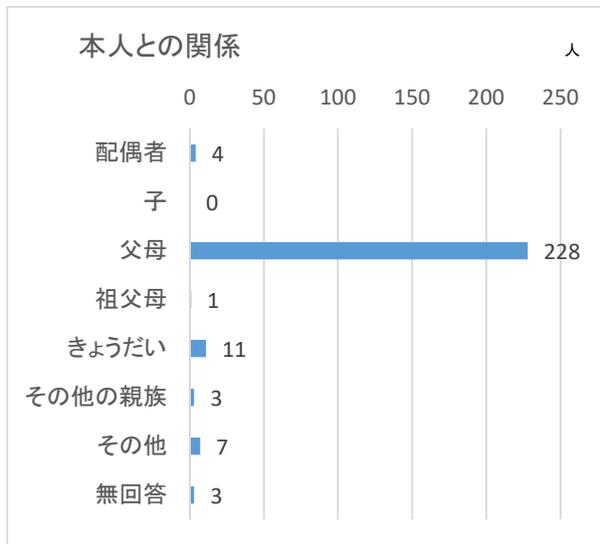
発達障がい等の状況 ※発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群等を含む)と診断されたことがある人

発達障がいとA1	15	27.8%
発達障がいとA2	12	22.2%
発達障がいとB1	7	13.0%
発達障がいとB2	11	20.4%
発達障がいのみ	9	16.7%
計	54	100.0%

問2 本人の支援をしている人(保護者等)について教えてください。

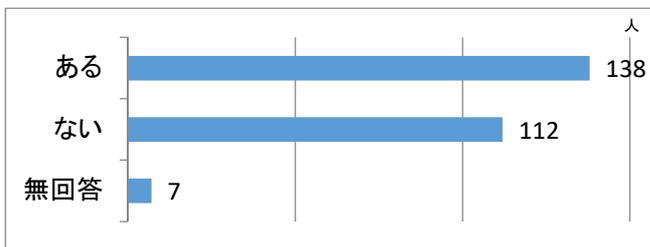


20歳未満	0	0.0%
20歳～29歳	1	0.4%
30歳～39歳	10	3.9%
40歳～49歳	32	12.5%
50歳～59歳	55	21.4%
60歳～69歳	76	29.6%
70歳～79歳	53	20.6%
80歳以上	24	9.3%
無回答	6	2.3%
計	257	100.0%



※その他→成年後見人 他

問3 本人には「行動障がい」がありますか？



ある	138	53.7%
ない	112	43.6%
無回答	7	2.7%
計	257	100.0%

➡ 「ない」の場合はアンケート終了

問4 行動障がいの内容と頻度

複数回答 N=138

	ほぼ毎日	週に1回～4回程度	月に1回～3回程度	年に2回～8回程度	年に1回程度
大声・奇声を出す	34	17	14	19	3
異食行動	8	0	3	8	6
多動・行動停止	28	14	16	6	6
不安定な行動	20	16	19	14	1
自らを傷つける行為	10	12	15	12	10
他人を傷つける行為	6	5	7	12	13
不適切な行動	19	9	13	5	8
突発的な行動	18	12	17	6	10
過食・反すう等	20	7	5	3	7
計	163	92	109	85	64

複数回答 N=138

	ほぼ毎日	週に1回～4回程度	月に1回～3回程度	年に2回～8回程度	年に1回程度
大声・奇声を出す	24.6%	12.3%	10.1%	13.8%	2.2%
異食行動	5.8%	0.0%	2.2%	5.8%	4.3%
多動・行動停止	20.3%	10.1%	11.6%	4.3%	4.3%
不安定な行動	14.5%	11.6%	13.8%	10.1%	0.7%
自らを傷つける行為	7.2%	8.7%	10.9%	8.7%	7.2%
他人を傷つける行為	4.3%	3.6%	5.1%	8.7%	9.4%
不適切な行動	13.8%	6.5%	9.4%	3.6%	5.8%
突発的な行動	13.0%	8.7%	12.3%	4.3%	7.2%
過食・反すう等	14.5%	5.1%	3.6%	2.2%	5.1%
計	31.8%	17.9%	21.2%	16.6%	12.5%

その他の行為があれば記載

- ・ 手、指を口に入れる(頻度不明)
- ・ 首を振り続けて独語、指文字(頻度不明)

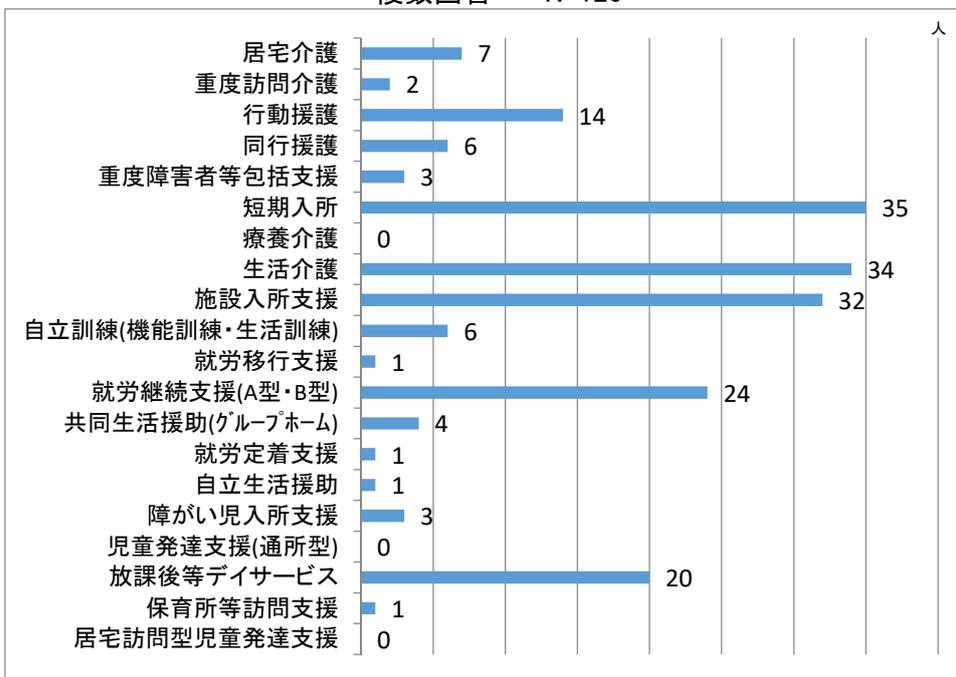
問5 現在、障がい福祉サービスを利用していますか？利用しているサービスは？

障がい福祉サービス利用の有無

利用している	126	91.3%
利用していない	9	6.5%
無回答	3	2.2%
計	138	100.0%

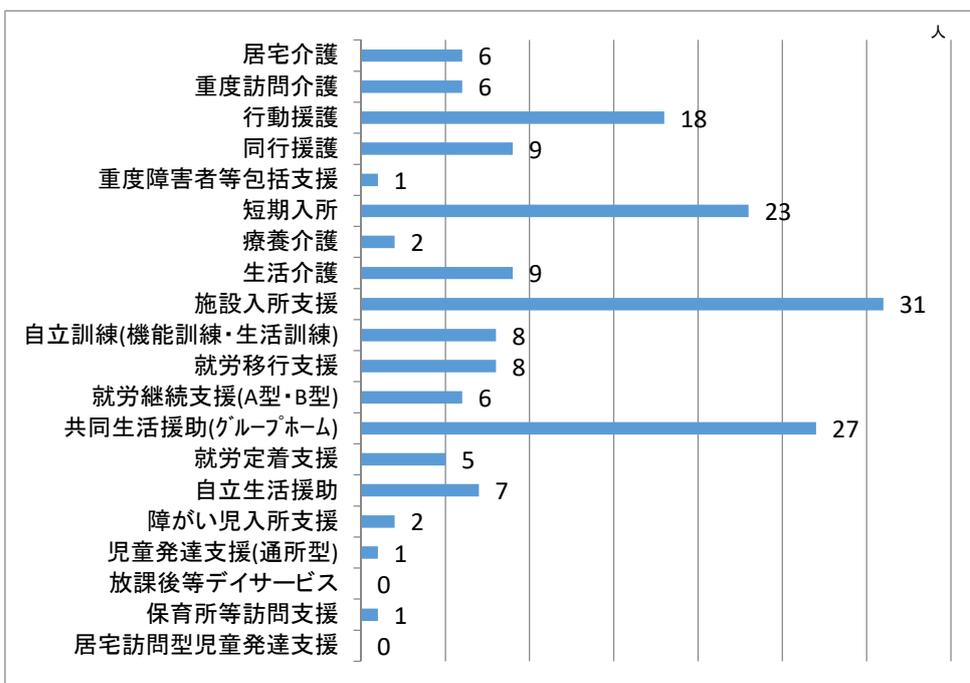
利用している障がい福祉サービス

複数回答 N=126



問6 現在は利用していないが、今後利用したいサービスはありますか？

ある	80	58.0%
特になし、わからない	19	13.8%
無回答	39	28.3%
計	138	100.0%



問7 問6のサービスを利用していない理由

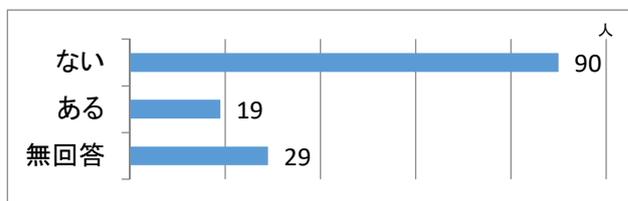
問6の「特にない、わからない」及び「無回答」を除く

必要がない	9	11.3%
現在準備中(手続中)	9	11.3%
利用できる事業所がない	24	30.0%
その他【自由記載】	22	27.5%
無回答	16	20.0%
計	80	100.0%

その他【自由記載】

- ・ 将来本人の世話ができなくなったら利用したい(4人)
- ・ 本人の意向、本人が嫌がる(2人)
- ・ 他害を理由に事業所から断られる
- ・ 本人が精神的に不安定なため、落ち着いてから利用したい
- ・ 介護している人が頼りない
- ・ どこに相談したらよいかわからない
- ・ 市町村で認定してもらえない

問8 過去に、行動障がいがあることを理由に(行動障がい理由ではないかと強く推測される場合を含む。)障がい福祉サービスが利用できなかったり、利用回数を制限されたり、サービスの継続を断られたりした経験がありますか？



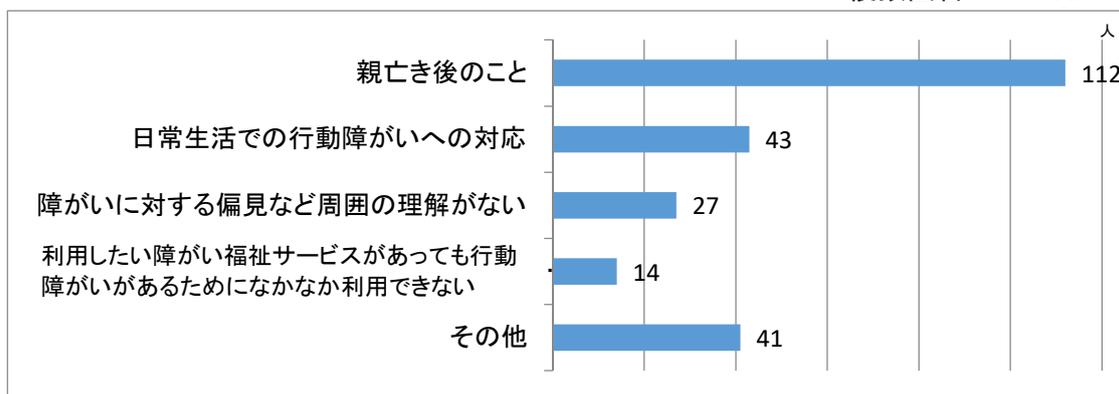
ない	90	65.2%
ある	19	13.8%
無回答	29	21.0%
計	138	100.0%

「ある」場合、その内容【自由記載】

- ・ 本人の特性や状態等から利用は難しいと言われた(4人)
- ・ 職員の確保が難しい、人手が足りないと言われて断られた。(2人)
- ・ 他の利用者への影響を理由に断られた
- ・ 家族に療養が必要になったためケアマネージャーを通じて短期入所をお願いしたところ1か月も返事がなく、再度連絡すると「今は受け入れられません」と断られた。(こだわりが強いことが理由では、と思っている)
- ・ 介護度が高すぎて、スタッフが居ない、人手が足りないなどと言われて、利用を断られたことがある。おむつの中に手を入れて排便を触り、おむつ介助時にその手でスタッフを触ったと言って断られた。
- ・ デイサービスの中で、集団活動の制限をされたりイベントを断られた。
- ・ 行動障がいのため、施設の利用を断られることは何カ所かの施設であった。見学に訪問した施設で門前払いを食ったことも、何カ所かある。

問9 本人の生活について困っていることや心配なこと

複数回答 N=138



その他【自由記載】

<障がい福祉サービスに関すること>

- ・世話をしている保護者の入院や用事等の時の受け入れ先がない。(3人)
- ・施設の職員数が十分でないので無理を言えない。(2人)
- ・短期入所の日数が少なすぎて足りない。
- ・親以外で外出支援をお願いできる事業所が増えてほしい。
- ・将来は施設かグループホーム等に入所させたいが、そこでの生活がうまくいくか心配。
- ・本人の特性のためショートステイ等利用できるところが少ない。個々にあったサービスを利用できればと思う。
- ・希望する入所施設に入れるか不安。
- ・安心して入所できる場所がない。
- ・自分(保護者)の体調が悪くときに、通所で入浴サービスを受けさせたい。

<本人の状態に関すること>

- ・本人の高齢化に関する不安。(2人)

<本人の生活に関すること>

- ・近くに休みの日でも対応してくれる人がいると安心。
- ・家事など本人の生活に関する心配。

<保護者のこと>

- ・世話をしている保護者等の健康や高齢化の問題(3人)
- ・行動障がいがあるので、姉には見てもらえない。

<災害・コロナ関連>

- ・災害の時やコロナウィルスに感染した場合のことが不安

問10 障がい福祉サービスの利用に関することや本人が日常生活を送る上で、県の施策や取組等に関する要望や提案などがあれば教えてください。

<障がい福祉サービスに関すること>

- ・ グループホームをたくさんつくってほしい。(3人)
 - ・ 親亡き後、安心して暮らせる支援をお願いしたい。(2人)
 - ・ 受け入れる施設側の人材の確保とハード面の改修のための経済的支援が必要。
 - ・ 事業所が少ない。
 - ・ 行動援護のサービスのハードルを下げてほしい。
 - ・ ヘルパーの数を増やしてほしい。
 - ・ 行動障がいのある人が休日等に利用しやすい施設をつくってほしい。
 - ・ 安心して預けられる短期入所の場所がほしい。
 - ・ 重度の子にはやはり施設が安心。もっと気楽に施設利用ができることを望む。
 - ・ 行動障がいのため、スクールバスに乗れない子の送迎をするサービスがほしい。
 - ・ 急用で施設に行けない時は移動支援を利用できるようにしてほしい。
 - ・ 市町村間の差をなくしてほしい。
 - ・ 老人福祉のケアマネジャーのように障がい者にも担当の相談員がいてくれたらと思う。
 - ・ 本人に働く意欲はあるが受け入れ先がない。
 - ・ 他害のある利用者も一緒に暮らしており、毎日命がけで生活している。対策をお願いしたい。
 - ・ 障がい者施設は利便性がないところにあるように思う。健常者と共に生きていきたい。
 - ・ 利用者に対する職員の配置をもう少し増やして手厚いサービスを受けられるようにしてほしい。県独自の施策で取り組んでほしい。
 - ・ ヘルパーの利用をもっと便利にしてほしい。
-
- ・ 自閉的障がい者が共同生活をできる施設がほしい
 - ・ 何でも親と一緒にないと動けないので困る。サービスでいろいろなところに連れていってくれたら助かる。
 - ・ 重度訪問介護を知的障がいのある人が利用できるようにしてほしい。
 - ・ 重度の児童が必要としている施設がない。
 - ・ サービス事業所のスタッフの対応が悪い。
 - ・ 職員の中に人のプライバシーを職場以外で話している人がいる。
 - ・ 入所施設が少なすぎる。
 - ・ 障がい者が病気になった時に利用できるサービスの充実。
 - ・ ショートステイを利用できる施設が少ない。
 - ・ 日中一時のサービスも利用できるところが限られている。

<災害・コロナ関連>

- ・ 災害時に避難場所に一般人と同様に行くことができるか不安。障がい者向けの避難ハザードマップを明確にしてほしい。
- ・ コロナウィルスの時は短期入所ができないと断られたので、サービスができるようにしてほしい。

<手帳に関すること>

- ・ 療育手帳の判定をする時、IQ検査は本人がストレスを抱えてしまうから、やる必要はないのではないか。
- ・ 手帳を再交付をするときに本人が働いている事業所にきてほしい。

<成年後見人に関すること>

- ・ 後見人について身近な社協とか役場がみるということではできないのでしょうか。
- ・ 保護者が元気なうちは成年後見人制度は必要ないと感じている。家庭裁判所の人には気持ちを理解して対応してほしい。

<経済的な支援>

- ・ 仕事がなくなった時、年金だけでは生活できない。生活の支援がほしい。年金額を上げてほしい。(2人)

<その他>

- ・ 今いる施設で、年を取ったときにどうなるのか心配。
- ・ 精神的に追い詰められている。世話する人の話を聞いてくれる場所をつくってほしい。
- ・ 障がい者だけのちょっとした運動ができる体育館のようなところがほしい。
- ・ ペアレントトレーニングを徳島市周辺部でも開催してほしい。発達障がい者総合支援センターを徳島市周辺部に設置してほしい。
- ・ 子どもの将来が不安だが、役場の人に聞いても親切に教えてくれない。
- ・ 本当に支援が必要なひとり親への支援がされていない。
- ・ 支援学校で生活に役立つことが教えられていない。

行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用等実態調査について

調査票【市町村向け】

市町村名	
担当課	
回答者	
電話	
電子メール	

※以下の調査については、**令和2年4月1日**(既存の統計がない等の事情がある場合は**同年3月31日**)時点の数値を記載してください。

【問1】 貴市町村において障がい福祉サービスの支給決定を受けている知的障がい者・児の「居住種別」毎の人数を記入してください。

(回答)

居住種別	障がい者	障がい児	計
施設入所			0
グループホーム		/	0
在宅			0
計	0	0	0

※「知的障がい児」には、療育手帳以外で支給決定を受けている者も含めてください。

※施設入所は、「施設入所支援」「福祉型(医療型)障害児入所施設」の支給決定を受けている方の人数

※グループホームは、「共同生活援助」の支給決定を受けている方の人数

※在宅は、貴市町村で支給決定を受けている方の内、上記の「施設入所」、「グループホーム」以外の方の人数(福祉ホーム入居者も在宅に含めてください。)

【問2】 貴市町村において支給決定を受けている知的障がい者・児のうち、以下に該当する方の人数を記入してください。(この人数を「強度行動障がいがある障がい者・児数」として扱うこととします。)

(回答) <障がい者(知的)>

次の表のいずれかの要件に該当する方 (実人員数)※A	
-------------------------------	--

要 件	人数
① 行動援護の支給決定を受けている方	
② 生活介護の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算の算定を受けている方	
③ 重度訪問介護の支給決定を受けており、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	
④ 重度障害者等包括支援の支給決定を受けており、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	
⑤ 施設入所支援の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている方	
⑥ 共同生活援助の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算の算定を受けている方のうち、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	
⑦ 短期入所の支給決定を受けており、 重度障害者支援加算の算定を受けている方のうち、 行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	

※この表には、各要件に該当する延人数を記入してください。この表の合計とAの実人員数とは異なります。

<障がい児(知的)>

次の表において支給決定を受けている障がい児(実人員数)※B	
-------------------------------	--

要件	人数
① 行動援護の支給決定を受けている障がい児	
② 児童発達支援の支給決定を受けており、強度行動障害児支援加算の算定を受けている障がい児	
③ 放課後等デイサービスの支給決定を受けており、強度行動障害児支援加算の算定を受けている障がい児	
④ 福祉型障害児入所施設の支給決定を受けており、強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている障がい児	

※この表には、各要件に該当する延人数を記入してください。この表の合計とBの実人員数とは異なります。

【問3】 問2で回答した人数の「居住種別」の内訳を記入してください。

(回答)

居住種別	障がい者 (Aの数値)	障がい児 (Bの数値)	計
施設入所			0
グループホーム			0
在宅			0
計	0	0	0

※「知的障がい児」には、療育手帳以外で支給決定を受けている者も含めてください。

※施設入所は、「施設入所支援」「福祉型(医療型)障害児入所施設」の支給決定を受けている方の人数

※グループホームは、「共同生活援助」の支給決定を受けている方の人数

※在宅は、貴市町村で支給決定を受けている方の内、上記の「施設入所」、「グループホーム」以外の方の人数(福祉ホーム入居者も在宅に含めてください。)

【問4】 行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用に関する事などについて、ご本人や保護者等から市町村へ寄せられたご意見やご要望等があれば、教えてください。

(回答)

※自由記載

【問5】 行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用に関することや地域での支援体制等について、市町村として感じている問題点や県や市町村、関係機関等が進めるべき取組等についてご意見やご提案がありましたら教えてください。

(回答) ※自由記載

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

問3 行動障がいがある方の支援で苦勞していること(苦勞したこと)、困っていること(困ったこと)は何ですか？(複数回答可)

- 特にない
- 支援の仕方がわからない
- 支援方法について相談できるところがない
- 支援員の数が足りず、手が回らない
- チームの支援方法の統一が困難
- 支援方法について上司や他の支援者の理解を得るのが難しい
- 研修で学んできたことを生かせる環境がない
- その他(下の欄に具体的な理由を記載してください。)

問4 行動障がいがある方の支援で上手いケースについて教えてください。

<自由記載>

問5 県が実施している強度行動障がい支援者養成研修について、貴事業所に同研修を受講した職員は何人いますか？(令和元年度末時点。基礎研修のみ受講済みの方も含めてください。)

受講済み職員()人 いない

問6 施設や事業所、支援者に対し、どのような支援や制度等があれば、行動障がいがある方の受入れが進むと思いますか。選択肢を選んで、具体的な内容を下の枠内に記載してください。(複数回答可)

- 支援スキルを習得するための研修の充実
- 支援に困った時などに相談できる体制の整備
- 人員の確保についての支援
- 受入れに関するルール設定
- 運営や支援についての行政や他施設などからのバックアップ
- 更なる加算など報酬上の評価
- 困難ケースの調整や関係機関との連携の場としての地域自立支援協議会の更なる活用
- 障がい特性を踏まえた対応が可能な居室の整備等の環境整備に対する支援
- その他

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用等実態調査 調査票

事業所名 ()	調査票【相談支援事業所向け】
記入者 職 () 氏名 ()	
連絡先電話番号 ()	

問1 自傷他害、急な飛び出し、こだわり、迷惑行為など何らかの行動障がいがある方の障がい福祉サービスの利用について支援したことがありますか？(事業所としての支援経験の有無をお答えください。)

ある

ない



これでアンケートは終了です。

問2 自傷他害、急な飛び出し、こだわり、迷惑行為など何らかの行動障がいがあることを理由に(行動障がい理由ではないかと強く推測される場合を含む。)障がい福祉サービス利用を断られるなど支援に困った経験はありますか？

ある (下欄に具体的な状況を記入してください。)

ない

問3 行動障がいがある方の支援で上手くいったケースについて教えてください。

<自由記載>

問4 施設や事業所、支援者に対し、どのような支援や制度等があれば、行動障がいがある方の障がい福祉サービスの利用が円滑に進むと思いますか。選択肢を選んで、具体的な内容を下の枠内に記載してください。(複数回答可)

- 支援スキルを習得するための研修の充実
- 支援に困った時などに相談できる体制の整備
- 人員の確保についての支援
- 受入れに関するルール設定
- 運営や支援についての行政や他施設などからのバックアップ
- 更なる加算など報酬上の評価
- 困難ケースの調整や関係機関との連携の場としての地域自立支援協議会の更なる活用
- 障がい特性を踏まえた対応が可能な居室の整備等の環境整備に対する支援
- その他

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

行動障がいがある障がい者(児)のサービス利用等実態調査 調査票

調査票【知的障がい者(児)の家族向け】

※該当する選択肢の□にチェック☑を入れてください。

☆本人とは障がいのある人

問1 本人について教えてください。

<性別>

男性 女性 無回答

<年齢(令和2年4月1日時点)>

0歳～6歳 7歳～10歳 11歳～14歳 15歳～18歳
19歳 20歳～29歳 30歳～39歳 40歳～49歳
50歳～59歳 60歳～69歳 70歳以上

<知的障がい等の状況>

A1(最重度) A2(重度) B1(中等度) B2(軽度)
療育手帳を所持していない
発達障がい(自閉症、アスペルガー症候群等を含む)と診断されたことがある

問2 本人の支援をしている人(保護者等)について教えてください。

<年齢(令和2年4月1日時点)>

20歳未満 20歳～29歳 30歳～39歳 40歳～49歳 50歳～59歳
60歳～69歳 70歳～79歳 80歳以上

<本人との関係>

子 父母 祖父母 きょうだい その他の親族
その他(※具体的に記載)

問3 本人には「行動障がい」がありますか？

※「行動障がい」の内容については、調査要領の5『行動障がい』の定義及び問4の表を参照してください。

ある 

ない 

問4 どのような行動障がいがありますか。また、その頻度はどれくらいですか？(複数回答可)

該当する項目に✓を付けてください	行動障がいの内容	内容の例示	頻度 ※該当するものに○をつけてください				
			ほぼ毎日	週に1回～4回程度	月に1回～3回程度	年に2回～8回程度	年に1回程度
			A	B	C	D	E
	大声・奇声を出す	周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す、物などを使って周囲に不快な音を立てるなど。	A	B	C	D	E
	異食行動	食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりするなど。	A	B	C	D	E
	多動・行動停止	特定の物や人(対象が明確でない場合も含む。)に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまうなど。	A	B	C	D	E
	不安定な行動	予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、パニック状態になる等、行動が不安定になる。不安、恐怖等にかまれて衝動的な行動があるなど。	A	B	C	D	E
	自らを傷つける行為	自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある。	A	B	C	D	E
	他人を傷つける行為	他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等他人を傷つける行為がある。壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合を含む。	A	B	C	D	E
	不適切な行動	興味や関心が優先したり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある。例えば、急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込むなど。	A	B	C	D	E
	突発的な行動	関心が強い物や人(対象が明確でない場合も含む。)を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまふ等、突発的な行動がある。	A	B	C	D	E
	過食・反すう等	過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある。	A	B	C	D	E

※その他の行為があれば、内容と頻度を記載してください。

問5 現在、障がい福祉サービスを利用していますか？
利用しているサービスにシ点をつけてください。(複数回答可)

利用している

- 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援
 短期入所 療養介護 生活介護 施設入所支援
 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型)
 共同生活援助(グループホーム) 就労定着支援 自立生活援助
 障がい児入所支援 児童発達支援(通所型) 放課後等デイサービス
 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援

利用していない

★各サービスの内容★

- 居宅介護……………自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
 重度訪問介護……………重度の知的障がい者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援を行う。
 行動援護……………危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
 同行援護……………移動時等において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。
 重度障害者包括支援…常に介護が必要な障がい者のうち、介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。
 短期入所……………自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
 療養介護……………医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
 生活介護……………常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
 施設入所支援……………施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
 自立訓練……………一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
 就労移行支援……………就労を希望する人に一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行う。
 就労継続支援……………就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
 共同生活援助……………主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行う。
 就労定着支援……………一般企業等へ就職した人に、就労の継続に向けての必要な支援を行う。
 自立生活援助……………一人暮らしを希望する人に、定期的に住居を訪問して、必要な支援を行う。
 障がい児入所支援……………入所している障がい児に日常生活の指導等を行う。
 児童発達支援(通所型)……未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導等を行う。
 放課後等デイサービス……就学している障がい児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。
 保育所等訪問支援……………障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
 居宅訪問型児童発達支援…外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。

問9 本人の生活について、あなた(保護者等)が困っていること、心配なこと等があれば教えてください。(複数回答可)

- 利用したい障がい福祉サービスがあっても行動障がいがあるためになかなか利用できない
- 親亡き後のこと
- 日常生活での行動障がいへの対応
- 障がいに対する偏見など周囲の理解がない
- その他(下の枠内に具体的な内容を記入してください。)

問10 障がい福祉サービスの利用に関することや本人が日常生活を送る上で、県の施策や取組等に関する要望や提案などがあれば教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。